平成20年 第3回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日) 平成20年9月11日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成20年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番	首藤萬	葛壽美君	2番	塩田	文男君
3番	工藤	久司君	4番	塩田	昌生君
5番	田原	宗憲君	7番	西畑イ	(ツミ君
8番	西口	周治君	9番	有永	義正君
10番	田村	兼光君	11番	成吉	暲奎君
12番	吉元	成一君	13番	岡田	信英君
14番	武道	修司君	15番	平野	力範君
16番	中島	英夫君	17番	繁永	隆治君
19番	信田	博見君	20番	宮下	久雄君

欠席議員(2名)

6番 丸山 年弘君 18番 田原 親君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 新川 久三君 副町長 ……… 八野 紘海君

会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留	正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊	義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本	正君
税務課長	椎野 義寛君	福祉課長	吉留	久雄君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	中嶋	澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	川崎	道雄君
総合管理課長	落合 泰平君	商工課長	西村	好文君
環境課長	出口 秀人君	農委事務局長	後田	幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	吉田	一三君
監査室長	吉留 康次君	審議官	白川	義雄君
代表監査委員	浦岡 信男君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1 . 第三セクターの運営に ついて	ビラ・パラディーについて問う。
	2.町内業者育成について	物品販売、納入業者その他町内業者の処遇 (現状)について 町内業者の育成を、どのようにお考えか。
	3.老人対策について	築上町が実施する敬老会についてどのよう に考えているのか。 老人が喜ぶような敬老会の計画を立てては どうか。
首藤萬壽美	1.牧の原キャンプ場の利 用期間の延長は考えら れないか。	7月1日~8月31日までの利用では土日の申込が満杯です。 9月までの延長は考えられないか。 山村地域の活性化のために四季を通しての 利用方法は?
	2 . 環境美化運動の取り組 みの詳細な役割は?	草取りや木々の剪定や伐採をした後の処理 は? ごみ袋に入らない木々破砕機の導入は。
岡田 信英	1.メタセの杜に於ける不 祥事について	新聞テレビ等で築上町のメタセの杜に於ける不祥事について責任の度合いと今後の方針について
中島 英夫	1.新地方公会計制度について	財務諸表の公表について、どの時期どの方式を導入するのか。 新制度に伴う職員研修は、どのように考えているのか。
	2.職員配置について	介護保険豊築支部へ4名の職員を派遣しているが他の自治体と比べ多いと考えるが、派遣の基準があれば教えてほしい。
	3.町立図書館、小中学校 図書館の現状について	国は学力向上等を補完するため交付税に算 入して財源交付しているが学校図書館等の 内容を充実すべきと思うが考え聞きたい。
	4.公共事業入札制度について	指名競争入札から一般競争入札へと変わっ てきているが本町では見直しは考えられな いのか。
武道 修司	1.住民検診について	国保加入者の住民検診が行われていますが 現在74歳で今年度中に75歳になられる 方は、住民検診を受診できないと言われて いるようですが、74歳までの方が対象者 になっていると思いますが、どのような理 由で受診できないのかお聞きします。

	2.小・中学校の再編について	検討委員会を今年度の早い段階で設置し、 協議を進めると言われていましたが、現在 どのようになっているのかお聞きします。
	3.寺渡橋(高塚県道)の 歩道について	現在、橋の車道を狭くし歩道を設置していますが、車両の通行がしにくい状態になっています。また、ポールもよく取れて歩行者も危険を及ぼすと思いますがどのように思われますか。 また、県と対策の協議等をしていますか。
西口 周治	1.愛椎の館について	1 0 月末~現在の経緯、内容 (6 月議会時に返答できなかった分)
	2.補助金、交付金について	各団体、自治会等の交付金・補助金はどの ように支給を行っているのか 事業補助金などは、前払いか実績額支給 か。
	3 . 築城プロヴァンスにつ いて	・メタセの運営方針 ・役員の状況 ・利益の使用状況

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

•

日程第1.一般質問

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。一般質問は11人の届け出があり、本日の質問者は6人をめ どといたします。質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名を 告げて発言してください。

それでは、1番目に、12番、吉元成一議員。

議員(12番 吉元 成一君) あらかじめ提出してる質問事項に従って質問していきたいと思います。

1番目の質問事項の第三セクターの運営についてということで大きく出しておりますが、本日はビラ・パラディの件で、詳細に聞きたいと思います。担当課長並びに町長にお伺いします。

この施設は、旧椎田町時代に建設した施設でありますし、私ども具体的に細かいところ、詳細に把握しておりません。できてませんので、きょうはそのことで、施設の建設は何年度で、規模はどれくらいで、どこの補助をいただいて、町の持ち出しがどれぐらいあったかということを、まず1点目に聞きたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 済みません。建設の資料をちょっと持ってきておりませんでしたので、後ほど議員さんには資料をお示ししたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 注意します。回答は明確に、ちょっと大きな声を出して言ってください。 町長。

町長(新川 久三君) 私も資料を持ってないんですけれども、記憶の範囲でよろしかったら、たしか平成に入ってすぐ いや、昭和と平成の境ぐらいのときに林野庁の補助をもらって建設、残りを辺地債ということで、補助金以外は10万未満は町が出しますけれども、10万を超える分は全部辺地債という起債で賄っておるとこで、この償還が大体借りた額の8割は交付税で見ていただいておりますので、借りた額の2割ということで、それで、事業費としては約4,000万ぐらいではなかったかなと、このように、(「町の持ち出しが」と呼ぶ者あり)いや、全体の事業費が4,000万ぐらい当時、(「町の持ち出しが4,000万」と呼ぶ者あり)それで、町の持ち出しやったかな。(「町の持ち出し」と呼ぶ者あり)宮下議員の方が 町の持ち出しが

4,000万ということで、これ起債入れて、僕はそういうふうに思ってたんですけど、そうかな。(「4億」と呼ぶ者あり)4億か、ちょっと1けた。(「議長、いいですか」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(笑声)

失礼しました。額が1けた間違って4億という形で、(「そうです」と呼ぶ者あり)大体1割程度の負担になります。そういうことで、いわゆる林野庁の補助ということで、目的は、極楽寺地区のいわゆる農業振興を考えた上で、そして、当初は地元で運営をしていただいて、昨年まで地元で運営をしていただいておりました。途中町長が交代いたしまして、地元というよりも、どっかよそからシェフを連れてきて、そこで経営しておりましたけど、これ私が町長になっているんな問題があって、訴訟まで至った形がありますけれど、そこでやめて、再構築ということで、地元の極楽寺地区のいわゆる田舎の料理というふうなことでずっとやって、昨年ちょっと高齢化したので、ちょっと地元では手が出ないというようなことで、そして、基本的には運営は第三セクターであるしいだサンコーの方に指定管理者として指名をいたしまして運営をしておると、これが現在の実態です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) じゃ今運営については、町長おっしゃったように、指定管理の管理業務委託ということで、第三セクターのしいだサンコーに委託してます。詳しくは私も、町長が資料がないし、課長もわからないというからあれですけれども、約1,000万程度の管理委託費が町費から支出されてる、これは間違いないですね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には1,000万ということで、あそこ施設が、いわゆる国見遊学舎と、それから、森の博物館、それから、遊歩道等々、それから、森の音楽堂という形で、町の施設が建っております。そして、一応全部をサンコーに委託しております。管理委託をですね。そして、国見遊学舎については、サンコーの方がテナントに入ってるところに貸し出しをして、その分については一応委託権には含んでないというふうに、国見遊学舎、今店を出してますね。あそこはそこで独立採算でやっておると、そういう状況で、町の資金は出してるけど、建物自体はどのように貸しておるか、ちょっと私もわかっておりませんけど、使用料を取っておるのか取ってないのかはわかりませんけれども、一応テナントという形で入って、そこで運営をして、そこのいわゆるテナント運営については町費を持ち出してないと、このように伺っておるとこでございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 今国見遊学舎については独立採算でお願いしておるから、管理 委託料の中から除外されてると、こういうことですね。 だから、テナントについては出店者、あるいは貸しておるところから有償で契約しているかどうかについては把握できてない。じゃ今のしいだサンコーに業務委託をしてから大体何年になるんですかね。失礼、しいだサンコーだけじゃなくして、過去の経緯の中で、築上町が独自でやらないで、部外に委託してから大体どれぐらいになる。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当初は独自に地元の方に、自治会に委託をしておりました。前々町長時代はですね。そして、町長が交代しまして、(「大体でいいです。何年」と呼ぶ者あり)株式会社をつくって、そこでいろんな形で運営をしておったと思います。そして、私が町長になりましてから、一応株式会社しいだサンコーと名前を変えまして、その中で業務委託をやってきたというのが現実でございまして、そして、前町長時代は、いわゆる何といいますか、テナントの方に相当補助金を出しながらやっていったと、こういう状況があったようでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 答えてもらってないと思うんですけど、大体じゃ町長が椎田町 長に就任してからこっちへ管理業務、管理委託をお願いしたということですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 前町長の時代にも行っておったと、これはそういうふうに別会社がありましたから、そういうことで。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) ということは旧椎田町、現築上町が直接管理をしてないと、委託料を出してしだしてから数年なりますよと、10年近くなるかもしれないし、そういうことでしょ、町長ね。じゃ1年に1回、決算とかあると思うんですが、管理委託料を出しているし、また、持ち物は町のものですよね。町民の財産ですから、この運営状況等について報告がなされているものと、こういうふうに思いますが、現状として今どういう活動、どういうふうに利用してるかということについて報告を簡単でいいからしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。19年度のビラ・パラの実績を御報告いたします。町からの管理委託料が936万8,000円、そして、別の収入として国見遊学者の部分の売り上げと申しますか、営業収入が660万5,000円、合計1,597万3,000円でございます。それに対しまして支出の方が管理棟、建物の浄化槽とか、保安管理とか、そういった外部に発注する外注委託が500万、それから、食材の仕入れが341万、それから、職員の給与手当が136万2,000円、賞与90万6,000円、そういったものを含めまして、合計で

1,621万2,000円ということで、支出の方が23万9,000円上回っております。

しかし、サンコー全体としては黒字計上になっておりますけども、ビラ・パラだけで見ますと23万9,000円の赤字というふうな報告になっております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 今の状況では23万9,000円を委託業者が赤字を出してる ということですね。それで、委託業務で、今年間を通じてやってる作業等ここにいただいてます。 年間草刈りを何回するとか、宿直とか、ボイラーの点検とか、いろいろお金かかってるみたいな んですよ。

それで、1回私もあそこに一般質問するんだから、行ってみました。最近ですね。前も行ったことあるんですけど、ちょっと昼食とってかえったんですけど、言う人に言わせれば、とり方によれば、木造だから修理費が大変だと、いずれもうぼちぼち朽ちていくだろうと、これに金をかけると大変、町としては今の財政の中で苦しくなるのではなかろうかと、こういうふうに言われる人もおりますが、4億という予算を国から 4億、3億6,000万ですか、いただいて、あそこの極楽寺の活性化を図るために、そのときは希望に満ちてつくった施設だと思います。

それで、今町長が先ほどおっしゃいましたが、地元の方々が田舎料理を出しておられたと、その状況も聞いております。中心になってやられていた方がちょっと高齢で、体調を壊したということで、できなくなったら、周りの人がおばちゃんができんなら私たちだけじゃなかなかできんという形の中で引いていったということも聞いております。国見遊学舎の件だと思うんですけどね。

それで、今結局どういう形で国見遊学舎については運営しているのかということについては、 課長何か報告か何か受けてますか、例えば、個人に貸しておるとか、職員、何というか、調理師 として雇っておるとか。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業、中野です。今レストランを経営してる方、夫婦で通ってきて 経営なさってるということで、サンコーから施設を借りて営業してるということでした。

そして、施設の大規模な管理、浄化槽とか浴槽、電気保安施設とか、そういった管理についてはサンコーの方が負担して、食材の仕入れとか、消耗品とか、そういった運営に係る部分については、レストランの経営者が負担するというふうな契約になってるということで聞いております。 議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) もう一歩突っ込んだら、家賃はいただいてるんですか、いただ いてないんですか。 議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 家賃は発生してないと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 私も借りたいと思います。聞くところによると、これはあくまでうわさですから、家賃を取ってないと、だから、食材とか、そういったもの、必要なものについては自分とこで仕入れてくださいと、こういうふうに言ってます。それで、赤字が出ろうと、黒字だろうと、赤字でやっていけないからやめてくださいよということでしょ。そういう形ですから、やれないようなところに果たして完全に管理を任していいものかと、こういうふうに思うわけです。これは町の血税でつくった建物を、じゃ委託業者に、委託会社に委託して任せたから、もう町は関係ないよと、あとは管理費だけは委託料として出しますよと、あとはあんたたち勝手にやってくださいと、あながちそういうふうにとらえがちのやり方が今日の新聞等で、後で皆さんが質問しますので、私はあえて質問しませんでしたが、ああいう不祥事が起きる、管理体制がしっかりできてないから、そういうことが起きたんだろうと、私はこう思っております。

それで、政治倫理条例、御存じですか、担当課長の中野さんは築城町役場時代、総務課長してました。政倫を熟知してると思います。町長も当然でしょうし、物品の納入等を含めたところの政倫の審査対象者が、下請はもちろんのこと、孫請までできないと、こういうふうにうたわれております。また、第三セクターもそのことは熟知しているんじゃなかろうかと思うんですが、その点については指導してますか。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) そういった指導は、まだしておりませんでした。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) やっぱり町民が注目してるわけですから、これだけの予算をかけてつくったものをなあなあで運営することは余りよくない、こういうふうに思うんですが、実を申しますと、政倫の審査対象になられるお方が公然と、自分とこがやりようるからと、レストランを、こういうふうなことを言ったと、私、直接聞いてませんから、という話です。それが、当然そういうことはないと思うんですけれども、そんなことを言うようなことはないと思うんですけど、私がそうだったら絶対言いませんから、でも、そういったことを含めて、今後調査していただけますか。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) 政倫の対象になるかどうかということは、調査したいと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) じゃそのことはあなた方にお任せしたいと思いますが、ところで、これだけの金をかけてやってますが、今利用度としては物すごく低いと思います。例えば、レストランについては皆さんが食事会をするとか、そういったこともされるということで、どれだけ繁盛してるか知りませんが、ほかの施設については全くと言っていいほど使われてない状況だと私は思っております。

それで、私からここで提案ですが、町長初め担当課長、それに副町長も含めたところ、教育長も含めて検討してもらいたいと、これだけのものを持ってるんですから、これを生かした使い方を考える機関をつくる。例えば、年度がわりまで、もうすぐ、たった今こうします、ああしますと言うことは簡単でしょうけど、なかなかできないと思うんです。町長が椎田町時代に、私は聞いてませんけれども、議員さん方の質問か何かに答えて、5年間で利益を出すような努力をしたいと、努力すると、出すと言ったかもしれませんけれども、それと、築上町になったら3年で、そういう金が出らないようにしていきたいという希望を述べたと思うんです。それだったら、その3年前から比べて、私が見ると、この管理費も減ってないんですね。管理費を出さなくても、自力で運営ができるような施設につくり上げていただきたい。そのためには地元の皆さんを大切にしながらやっていかなきゃ、協力がないとできないと思うんです。

まず、第1は、あの入り口の道をもう少し広くしないと、なかなか利用者がいない、こういう ふうに思います。そのことが第1点ですが、一番大事なのは、町長とお話したとき言ってました が、築上町になってから、いろいろ人事ありましたが、一番課長のかわってるとこ皆さんどこと 思います。副町長、ちょっと答えてください。一番課長のかわってるとこ、わからなかったら、わからないでいいですけど。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 原則的には合併3年ですので、課長等異動についてはしないという方向にはしております。あとは今年度かわったのは、総務課長、産業課長、あと人権課長と、そういう課です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) それは一番かわっとるか、2番目か知りませんよ。あえて今僕が質問したのは産業課担当の窓口のことだから、産業課長ですよと言いたいんですよね。何で町長がかえたか、私は、もし間違ってなかったら、間違ってたら間違ってるでいいんですけど、町長がこの問題等を任せて、彼たちが課としてどれだけ取り組みをするかと、だから、前任者に失礼ですけれども、その気持ちを理解できなかったんじゃなかろうかと、町長は3年間でここに金を出さなくて済むような働きをすると言い切ってるんですよね。その中で、町長がその部分、ビラ・パラだけについてかかって、ああせえ、こうせえということを、町政全体を見なきゃいけな

いから言えなかったんだと、いい方にとったら、私はそう思ってるんですよね。

それで、産業課長がかわった理由は、そこにも少しは原因があるのではなかろうかと、もしかしたら今度の課長、中野君はビラ・パラについて、私の意向に沿って、町長が皆さんから指摘されないような立派な施設に立て直してくれる計画を、できなくても、計画を立案するんじゃなかろうかというかすかな希望を持って、町長があなたを信じて産業課に置いたと、私はこういうふうに考えたいんですが、中野さん、ところで、あなたがそういうふうに期待されたら、どのようにしたらそのことが実現できるか、ちょっと考えていただきたいんですが、どういうふうにすればいいと思いますか。

議長(成吉 暲奎君) 中野課長。

産業課長(中野 誠一君) あの施設は確かに老朽化してきておりますので、手入れをしなくてはいけない部分もあると思いますが、何より利用者をふやすということが一番大切だろうと思いますので、利用者をふやす方策を委託業者と一緒になって考えていきたいと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 一つの公の場をかりて意見を述べさせていただきます。これは質問というより意見ですけど、例えば、築上町が各課ごとの研修をする、あるいは学校の一泊の研修をするとか、農協とか、いろんな事業所が研修会をすると、そういったところにぜひ利用してくださいという働きかけをする、あるいは近隣の村がありませんから市町、町や市にお願いして、うちにはこんな立派な施設がありますよと、どうぞ高い金を使わんと、うちのビラ・パラをどうぞ使ってくださいと、あるいは夏の季節は寒田と龍城院のキャンプ場がありますと、ひとつビラ・パラも夏はキャンプ場にしたらどうかなと、体験学習とか、小学生とかの宿泊体験をさせるとか、そういった計画を立ててやるのも一つの手だと思いますし、企業にお願いして使っていただくことも必要だと思います。そういった企画を町担当者と、それと請け合ってる第三セクのサンコー、今はサンコーですけど、どこが今度、来年どうするか知りませんよ、契約は。一番大事なのは、地元の関係者が一番迷惑もするし、一番かかわって、一番このことに思い入れがあると思います。それで、その人たちを、代表者を選んで、また、チェック機能の議会から、例えば、所管課から出してもらって、ビラ・パラディの利用計画検討委員会でも何でも、名前は何でもいいんですけど、そういう形でちょっと努力をして、方向づけを出していただきたいと思うんですが、その点について町長どうお考えですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) なかなかいい提案をいただきましたので、そのようにしたい。実は私も ビラ・パラディということで、いろんな形で、せっかく宿泊の施設を持っておるので、長期間の セラピー構想をずっと前から出しておりますけど、なかなかこれが前向きにいかないという状況 があります。

そういう形の中で、いわゆる健康を志向した山との触れ合いというものを構築しながら、町内外問わず働きかけをしていきながら、そのためには一つのカリキュラムを組んでやっていかなきゃいかんということで、従前からしいだサンコー、産業課、ずっと言ってるけど、なかなか実現しないというので、ぜひ今あった提案を受け入れ、実施しながら、職員がその気にならなければ、なかなかこの問題は解決しないというふうに私も思っておりますし、職員、私もまだ言うだけで実際、本当にそこに力を入れてるかといえば、そうでもなかったんじゃないかなという反省も私は今しておるとこでございますし、今後この施設の有効活用、そして、町民が喜ぶ施設という形でやってまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつ検討委員会等設けながら、早急にこの問題のいわゆる極楽寺地区の活性化を踏まえた中と一緒に進んでまいりたいと、ありがとうございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) この点については、町長、今お答えいただきましたが、努力を していただくと、また、自分も言うだけでできてなかったという反省もいただきましたんですが、 言うだけでできてなかったという皆さんの前で発言するこの勇気を信用して、一生懸命頑張って いただきたいということをお願いします。

そしてまた、特に管理委託を任せた、ちょっと形が違うんですけど、第三セクターのメタセで もあんな問題が起きてるのは、安心して任せていた結果、そういう形になったのではなかろうか と、こういうふうに思いますので、町長、議会の初日に管理責任、出資者としての責任があると、 こう言ってましたので、今後こういった不祥事がどの部門でも起こらないような努力をいただく 中で、ビラ・パラディの立て直しをお願いいたしまして、ビラ・パラディの質問は終わりたいと 思います。

次に、町内業者の育成についてということで上げておりますが、これは決して建設業者ではありません。

今回は、私がずっと各課を見ると、本当に町内業者の育成についてどういうふうに考えてるのかなと思いますので、まずは、財政課長、総務課長、町長に、3人が簡単でいいですから、町内業者の育成についてどのように考えるかと、いや、しなくていいよか、しますよか、どっちかでいいですから、答えてください。

議長(成吉 暲奎君) 財政課長。

財政課長(渡邊 義治君) 財政課、渡邊です。町内業者の育成ということでございますけれど も、当然物品購入、その他の工事等におきましても、町内業者優先という考え方は、私自身も念 頭には持ってるつもりです。 ただ、今の情勢等で、コスト削減、それから、透明性の確保、そういった等々がありまして、 町民各位の方の意識も非常に高くなってるということで、無条件に町内業者のみから購入すると いうことにもできない面もあろうかと思います。

ただ、物品につきましては、製造が伴わないという一定の既製品的なものでございましたら、 特定の業者からの購入ということが公平性、整合性がそこにあるのかということになれば、また 一つ疑問もあるわけです。

そういうことから、複数業者からの見積もり、こういったことも現在行っております。町内業者の育成、保護といった観点からは、厳しい面もあろうかと思いますけれども、ますます厳しい 競争社会といいますか、そういった競争力もつける必要も一方ではあるのではなかろうかと思い ます。

ただ、町内業者から購入することによって経済波及効果、町税にはね返るというようなこともありますので、価格は一概に高いからといって、特段配慮をする理由もないのではないかなという気もしております。特に、また自治会活動とか、そういった社会的な貢献というのも町内業者の方、多大に行っていただいておりますので、このようなことも。(「議長、そこまで答えると言ってません。育成が必要か必要じゃないかと」と呼ぶ者あり)済みません。当然町内業者優先、育成、必要だというふうに考えております。

議長(成吉 暲奎君) 答えにつきましては、ひとつ簡明に、わかりやすく答えていただきたい と思います。(「後で聞くのがなくなる」と呼ぶ者あり)

吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。行政として当然町内業者の育成については考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 既存の業者といいますか、これは業を営んでおるということで、よそで買い物をするよりも地元でと、これは明らかな形で優先しなきゃいかんし、既存業者のそういう形での育成をしてまいる。

ただし、新しい業種を育成と、これはちょっと無理で、それぞれ商業する方々が努力もしていただきながら育成をしていくと、そういう観点で私は思っております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) ということで、どなたも町内業者の育成ということはしなければいけないと、これは職員の方、皆さんそういうふうに思ってると思いますが、それが築上町においてはできてないんですよね、悲しいかな。例えば、どこどこ電球が故障しましたったら、町

内の業者に頼んで、もうすぐ来てくれた。真っ黒汚れて仕事するんですよ。でも、サービスしとってくれ、次に買いますからみたいに、ああ、買ってくれるんかなと思うような状況をつくりながら、さて、買いかえたときは町外の業者から購入するといった例があると。

例えば、一つの例を挙げると印刷物、広報「ちくじょう」、これどこの業者がやってます。築上町に印刷業者はいないんでしょ。議会だよりは行橋の業者ですね、たしか。相見積もりもした、入札したかもしれませんが、先ほど渡邊財政課長が申したように、町内業者の育成しなきゃならないと、何でかというと、町内で住んで、町内で税金を落として、ただ、税金を落としようるだけやなくて、いろんな面で商工の活動、いろんな活動において町内に貢献してる方々が地元で根差して、外に出ればもうかるかもわからないのに町内で一生懸命、汗にまみれて仕事をしてるんですよ。これはどの業種も一緒です。洋服屋さんにしろ、野菜屋さんにしろ、電気屋さんにしろ、印刷屋さんにしろ、そうと思います。それに飲食店でもそうと思うんですよ。

それはどうですか、今日印刷物、例えば、どれだけで請け負わせたか、今言えといえば言えるかもしれませんが、例えば、一部が町内業者は60円の見積もり出したとします。町外業者が55円出したら、5円安いから、5円安い方をとるんですよね。じゃそれで経済効果が築上町が潤うかっちゃ、潤やせんとです。5円安かったけえちゅうて、築上町が5円高かったから、安かったからちゅうて、つぶれることもなけりゃ、助かることもないと思う。

少なくともそこに何千万とか、何百万、二、三百万、500万の差があれば、それはだめですよということになると思うんですけど、例えば、中小零細企業、築上町にあるスポーツ洋品店とするでしょ、スポーツ洋品店では原価、仕入れ値が100円なんですよ、極端な話。この品物は100円ですよと、しかし、北九州や大手の商売人が来ると95円で入る、90円で入る可能性がある。これは取引の量と思うんです。そうすると、じゃ行橋の業者を使いますよ、安かったから使いますと、こうなるんですが、当然安い方を使ったけえ何が悪いかという論法になるかもしれませんが、じゃ行橋市が築上町の業者を使うと思いますかと、少しは高くても、行橋の業者を使うんじゃなかろうかと、私はこういうふうに思います。

現実今ある業者が、物品を販売する業者が、仕事が暇だからどうしてます、弁当持って土方行きょうるんです。奥さんが店番しようるんですよ。その姿を見たときに町内で調達できるものは、いわゆる行政が先頭になって協力すべきじゃなかろうかと、こういうふうに思ったので、きょうは質問させていただいてますが、例えば、課ごとの忘年会やるでしょ。

昔は議会が終わると、町費で宴会やってました。今は議会の忘年会、各委員会でやったり、全体でやると、どうするかって、自分の実費でやってますよ、親睦を深めるために。議会も努力しなければいけないけれども、まず、築上町にある料亭なんか、1年に1回議会が使うか使わんぐらい、町の執行部が使ってるかどうか知りませんけれども、じゃどこに行くかって、行橋や中津

やどこや別府や使うんです。課の異動があると、そこに行って宴会せにゃいかん。それは自分の金でするけえ、要らん世話やくなちゅうかもしれませんが、築上町の町民の皆さんの税金で給料をいただいて、町民の手となり足となり、町民のために働くのが皆さん方の仕事だと思うんですよ。我々を含めてね。その人たちが、町内で金を、例えば、別府でしたら安いかもしれません、行橋でしたらまだ安いかもしれませんが、500円、1,000円の違い、料理が少し、一流のシェフがおるとこと田舎料理の違いがあるかもしれませんが、できたらこの場をかりて強く言いたいんですけど、町内の業者を育成ということで利用していただきたい。

どうですか、議会の議長、三役、いわゆる常任委員長とか、副議長等は議会の、だから、名詞をつくるときは、町内の業者使ってますよね。じゃ役場の職員はすべて町内業者、印刷屋さんがかなり、印刷屋さんでも、名刺とかの小物の印刷をするとこと大きな活版印刷をするとこといろいろあると思いますが、そこをすべてが利用してるかったら、名刺なんか100枚つくって、そんなに変わらないと思います。高いといっても、できたら町内の業者を使っていただくように今後指導していただきたいし、努力をしていただきたいと思いますが、どうですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 入札した場合がちょっと問題が出てくるとは思うんですけど、そこんとこで見積もり、今見積もりというか、1社見積もりだけは10万以下の形の分は1社見積もりでも、そして、物価のいろんな本とか、そういうものを見合わせながら、高いか安いかという判断をやっておりますよね。

だから、あと見積もり、入札をやったときにじゃどうなるかという形になれば、入札やれば、安い方をとらざるを得ないという状況になろうし、そこで入札をじゃ、例えば、今言った広報、広報は町内に今多分実際やってるのは1カ所ではないかなと思います。この町の中でやっておるのがですね。それらしき、いわゆる印刷をする会社は、よそに工場を持ってやっておる分はおるようでございますけど、そういう形で、従前までは1カ所、そこで独占的な形でやっておりましたけど、これも、だから、他の町村との比較をしながら、部数、そういうものを勘案しながら、1社入札もこれは可能ではないかなと思っておりますが、この分検討、来年までさせていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 例えば、カーテンの見積もりをしてください。1回、2回、3回、見積書を出すんです、一生懸命努力して。随意契約でもらえるかなと思っとったら、入札に付せられて、少し安いとこが落札するんですよ。もうおれ見積もりとかせんよと、仕事、合併したら全くそんな状況になってしまったと、できる範囲、許せる範囲で、法に違反せんことやったら、そこを考えていただきたいなと業者言ってるんですよね。

だから、豆腐を真四角に切れちゅうのんと同じやないですか、少しは崩れるんですよ。しかし、それが絶対だめですよということをしたらいかんのですけど、その点はどういう意味かったら、町民の町内業者育成のためやったら、入札にかけないで相見積もりさせるとか、先ほど言った1社入札もできるんやったら、そういう形をとるとか、汗かいてしとることが報われるようなことをしてやらんと、本当しょうちゅう修理があったら、すっ飛んで行きようるんですよ。

ところが、町の仕事は当てにしていない。やめた方がいいという業者が時々愚痴こぼすものですから、それで僕が名前言うと、その業者のために言ようるみたいですけど、その業界の人たち全体のために言ようるんです。そういったことを含めて今後町長、町民のためになるべくできるように各課に指導していただき、それは自分のお金で飲み食いするわけですから、食事会等はそれは決めつけることできないと思いますけど、できたら町内で買い物をと、町内で食事をと、町内で何々をという形をして、町内の皆さんが気持ちよく税金が出せるような状態をつくっていただくことをこの件についてお願いいたします。

続きまして、(「いいですか」と呼ぶ者あり)はい、もういいですよ、お願いします。その件はそれでいってくださいと。答えたいですか、答えてもらおうか、ほんなら。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もう強制はできないけど、これはもう個人個人がこれやっぱり役場の職員としてどうあるべきかという感覚で、個人的な行動も私はやるべきだろうと。私もそういう意味では先ほど来、名刺の印刷等は全部やっておりますし、職員も多分やっておると思います、こういう。だからそこのところで、本来ならすべてこの築上町内ですべてが賄えればいいけどそれも賄えない部分があると。こういう部分はいたし方ないけれども、町内で調達できるものは極力調達するように強く徹底します。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 次に、敬老対策についてということで、今築上町が実施します敬老会について、昨年も私は指摘しました。というのが、昨年は台風の関係やったですかね。上城井地区が敬老会中止になりました。そのときに、後日寒田のお年寄りから聞いたんですが、丸ボーロをくれたと。お茶がないとのどをつまるようなぱさぱさの丸ボーロだったと。おいしくもないと。もらいたくもない。こんなむだ遣いせんでもいいのにねと。ところが、参加する予定の人だけには丸ボーロをくれたけれども、同じ敬老会の対象者には、欠席で通知した人にはやってなかった。これはおかしいなということで前年も言ったと思うんです。

で、ことしは敬老会がどういう形式でやるんかなと思うてみたら、またコマーレで2日間に分けて午前と午後に分けて、築城地区、椎田地区に分けて午前と午後でやるわけです。このことについて、一番遠いところは寒田でしょう。寒田の年寄りからの意見は、椎田のコマーレまで弁当

もくれんそにわしゃ行かんぞと、こうなんですよ。これは明治時代に生まれた人はもうほとんどいないと言ってもいいんですけど、大正、昭和、平成と、特に昭和の一番戦争で激動の中を、築上町で生きて、根ざして、やっぱり今日の築上町があるのはやっぱり先輩たち先人たちのおかげだと、私はそう思っているんですが、そういった人たち1年に1回ねぎらう会を、町長や県会議員や来賓の方があいさつして、おめでとうで終わらせる、こんな冷たい敬老会やったら必要ないんじゃないかと、私はこういうふうに感じるんですが、去年と全く同じ形ですから、僕は案内が来て出席しないという返事を出すか、出席するという返事を出すのが当たり前でしょうが、きょうここでこの形だったら出席しませんよと言おうと思うてまだ返事出しておりません。

というのは、2日間で午前と午後に分けるんですよ。議員さん方選挙前やったら一生懸命4回とも出ると思う、正直言うて。そういう人も出てくると思うんです。ところが、やっぱり自分の地元、地区の、例えば私の場合やったら下城井ですね、築城の下城井地区、築城地区と一緒にやると思うんですが上城井と一緒にやるんかどっちか知らないけど。そこで築城地区の方には顔出さにゃ、ぜひ出さにゃいかんのと。逆に椎田の人の顔知らんから顔覚えてもらうために出さにゃいかんなとか、こういう形。せいぜい出ても、まじめな人は朝から晩まで2日間、用事がなければ出ると思うんですけど、でしょ。そういう形の中でするよりも、やっぱり全体で集められないんだったら、もう少し老人が喜ぶものにしたらどうだろうかということなんですが、その点について担当課長にお伺いしますが、4回に分けてやることについてはどういうふうに感じておりますか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

福祉課長(吉留 久雄君) 福祉課の吉留です。敬老会の持ち方については昨年敬老会の終わった後で自治会長会の役員会それと老人会の役員の皆様の間で検討会をしたということです。で、検討内容としては、まず、節目で1回でするということ。77歳、78歳とかいう各節目ですね、の案内ということで1回でしたいということが1点。それともう1点は、各自治会で補助金を出して集まっていただいて御飯を食べながら敬老を祝っていただくという方法、それと現在の方法ということで検討していただいたようでございます。その中で、と申しますのが、現在2日間で4回に分けてしておりますけども、だんだんとそれが高齢化が進みまして、なかなか会場の関係も狭くなってきているという状況でございます。その中でそういった検討していただいたみたいですけども、最終的には節目の参加でも仕方ないという形になったということでございますけども、やっぱり一人でも多く参加したいということで、一応今年度は昨年どおり2日間で4回という形で実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 課長、実施させていただきたい、実施するんでしょう。するからもうこれはもうどうしようもならないことなんです今年度は。そういう形までなってると思うんですよ。で、案内もずっと全部出しておるわけですから。でも、今度敬老祝金ですか、条例が出てますよね。冒頭、町長も言ってましたし新聞等にも出てましたよね。3回、2回否決されて1回は取り下げたという状況の中で、これは何で議会の皆さんがそこまでこだわるかというのは、やっぱりさっき私が言ったように、築上町を支えてきたくれた老人が1年に1回の楽しみだと。それをぽんと下げるよりも、下げんでほしいという願い。これお年寄りの人たちにその下げる分を、満額で1万8,000円ですかね、上げたとしたらどういうふうに使うと思いますか。必ず自分のために使わないんですよ。孫に何か買ってやったりするんですよ。ひ孫に何か買ってやったりするんですよ。わずかな金ですよ。これを楽しみにしてるのは、一気に減らされたということについては、あんたら何も言うてくれんのかということもあるんです。それで、もしこの条例が今度段階を追ってあめとむちの政策で、悪いけど、これはだれが考えたかいい考えやなと。2,000円ずつ下げていくと。で1万2,000円に下げると、最終的には。そのことはいいんですけど、これは廃止されてもちゃんとそれを補うものを町が考えてやってくれたら老人は文句言わないと思いますよ。

それは何かと申しますと、やっぱり昔一緒に頑張ってきた仲間が寄り集まって話のできる、一緒にふるでも入って裸のつき合いのできる場所を築上町が提供するんですよ。これは一つの例です。例えば寒田の人が上城井で小学校一緒なんですよ。上城井地区で老人会で計画を持たせて、天狗の湯に行きたかったら天狗の湯に連れていくんですよ。豊前の塩湯がいいといったら塩湯でいんですよ。あるいは、一流の人を雇えばお金かかるかもしれませんが、浪花節が聞きたいというたら聞かせたらいいんですよ。これを減額することを前提に考えたら、そういった方面でやっぱり生かしていただきたいと。

確かに財政苦しいかもしれませんが、やっぱり築上町が今日あるのは僕たちじゃなくてこの人たちのおかげなんですよ。1年に1回敬老の日が近づいたら敬老会を形式的にやる。もうこれはもうこんな時代おくれなことはやめてほしいと。やるんだったら夏でも、1月、2月、3月、4月、5月、12カ月を通じて、いわゆる先ほど言ってましたが各自治会ごとに取り組みしてという意見が出たり、66自治会あるんですよ、可能ですか。ちょっと無理でしょう。だから旧築城町で言うと上城井村、下城井村、築城村に分けてするとか。それについては地区の敬老会の役員さんにお願いして、何をしたらよかろうかと、皆さん何をしたいんですか。じゃ地元の人たちの歌が聞きたいとか、カラオケ教室で習いよる人たちとか舞踊を習っている人のを見せるとか。

椎田町ではいい傾向があります。八田地区と地区ごとに文化祭といって八田なんかやるじゃないですか。よそもやってると思うんですけど。築城地区はそういう取り組みが全体でなされてな

かった。そういった形のものを、コマーレに集めて2日間でばたばた済ませるという形じゃなくして、来年からはそういった取り組みをする。これもやっぱり実行委員会かなんかつくって、やっぱり老人の代表者、町の執行部、自治会の代表者、そういった人たちとして、なるべくお金のかからんように有効な皆さんが喜んでくれるものを、地域性を考えながらやったらいいと思うんですが、その点についてどうでしょうかね。

議長(成吉 暲奎君) 吉留課長。

福祉課長(吉留 久雄君) 各地区ごとに実行委員会をつくってこの9月に限定せず、その地域の要望に沿ってするという御提案だと思います。今の形の敬老会、敬老祝賀会、これちょっと2日間で4回というのもだんだん厳しくなっております。非常に参考になる御意見だと思いますので、それも考慮に入れながら老人会また自治会等とまた検討しながら改善していきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 課長そう言ってますが、町長それでいいですかね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほど吉元議員から、過去いろんな形でやった 旧椎田町ですね、いろんな形、自治会ごとにすべてやった経過もございます。そして職員がごあいさつにそれぞれ全部の自治会、その村の職員おりますよね。おらないところはまた補充しながら、職員がごあいさつと一緒に。そして旧校区、村ごとですね、それもあるんですよね。最終的には今のような形になってきたと。築城の過去の分はちょっと私もまだ聞いてませんけれども、今のやり方で来ておったんじゃないかなと思います。そこのところで非常にやっぱり各種団体の皆様に協力をしていただかなければなりません。自治会それから先ほど課長が言いましたが老人会、民生委員会それから社協、そういう方々との相談をしながらどうするかと。そして今、築城の旧役場跡地、ここに何かそれを全員集まってもらえるような施設ができればまたこれも一考ではないかなと考えておりますし、そこのところちょっと時間をいただきたいと思いますので。とにかく今のままではちょっと集まりも悪いなという感覚もございます。そういう形の中で皆さんが集まってもらえるような形の、そしてお祝いができるような敬老会にしたいと考えておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(12番 吉元 成一君) 例えば節目節目で80歳で何、90歳で何ということで、座布団上げたりとかいろいろしますけど、使わないんです。もらってあんまり喜んでない人もいる。ただやっぱり皆さんと和気あいあいと弁当を食べながら何か楽しむということが1年に1回ぐらいしたいなということも言ってますし、そういった形で前向きに取り組んでいただきたいという

ことを希望しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。 議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

.....

議長(成吉 暲奎君) それでは2番目に、1番、首藤萬壽美議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 通告文に従って質問をいたしたいと思います。

この夏の牧の原キャンプ場の利用期間の件につきまして条例を読んでみましたら、7月1日から8月31日までの利用期間と定められております。ことしも6月の29日、一番最後の日曜日がキャンプ場開きでした。私、いろんな子供たちとの触れ合いの中で、毎年牧の原キャンプ場に利用を申し込んでるんですけれども、ことしはキャンプ場開きが終わってから申し込んだんでは土曜、日曜は全然ありませんでした。それだけ牧の原の利用をしていただいているということは非常に喜ばしいことなんですが、できれば9月ぐらいまでにこのキャンプ場の利用期間を延長していただけたらなというのと、申し込みが殺到するのがやはり土曜、日曜日ですので、何らかの形で期間を延長するか、利用の仕方を考えていただけたらと思いますが、担当課長いかがでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。西村課長。

商工課長(西村 好文君) 商工課の西村です。20年の利用者数実績をちょっと申し上げますと2,098人。7月で611人、8月が1,487人という、そういった実績数になっています。この利用者の方の内訳は保育園児・小学生の親子連れ、ないしは家族連れ、あと保育園、子供会というのがほとんどを占めています。

で、9月延長という問題ですけども、夏休みが8月31日で終了すると。9月から新学期が始まるというそういった状況と、運動会、稲刈りというそういった状況が出てきます。それで、9月でどのぐらいの利用者数、今までちょっと未知数ですけども、いずれにしても延長1年間使用の関係につきましては、平成21年来年度から22年度2カ年にかけまして、 牧の原キャンプ場が下と上の方に施設があるわけですけども、上の方の施設が特に老朽化という形が出てきてます。それで、この2年間に老朽化しているバンガロー、特に4人用ですけども、この解体と建てかえ、それから水の方がちょっと不足という形でその給水施設関係の整備、それからトイレの改築から排水関係の処理、そういった関係から、 炊事棟の関係も解体と新設と。それから管理棟の方もちょっとプレハブみたいなちょっと古いという形でこれも改修対象という形で、これはあくまでも福岡県の自然公園整備事業というそういった事業で行うという形で今県の方と協議を進めている状況です。

それで、こういった施設整備と並行して、管理の関係を寒田自治会の方にお願いしています。 だから寒田自治会それから農産物販売所の方を若者の活性グループにお願いしているわけですけ ども、こういった地元の方と延長関係については十分協議・検討をしていきたいというぐあいに 思ってます。

議長(成吉 暲奎君) 質問に対する回答は、質問者の内容をよく聞いた上で簡明に回答しても らいたいと思います。首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 詳しく、延長してほしいということでお願いしたので、その返事が施設の改修をするという、簡単に言えば改修をするから、21年から22年までの間解体するから延長がちょっと難しいということでしょ。そういうふうに短く もういいです。短く言ってくださればいいんですけど。

寒田の自治会の方それから「まこちの里」の今の実際に仕事をしていらっしゃる方からの要望なんです、この長くあけてほしいというのは。だから、改修をするから今のところ考えられないのか。でも、まだ自治会やその「まこちの里」の物品販売店の方たちと話し合えば何とかなるんでしたら、そういうふうな9月ぐらいまでの延長は可能なんですか可能じゃないんですか、それをお尋ねします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 地元が受け入れできれば私は開いてもいいと思います。そして経費が、 町が赤字を出すような形じゃ困るんですけれど、ちゃんと入園料いただいて、できるようであれ ば私はいいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 牧の原キャンプ場は利用者が非常に多くて、先ほど人数も言っていただきましたけど、町外の方からの申し込みも非常に多いそうです。インターネットで申し込んで。ですから、できれば改修をしていただくということは非常にありがたいんですが、ことしも去年も言われてたのがやはり期間が短いということを言われてましたので、もし検討できるんでしたら検討していただきたいというのがお願いです。

それと、やはり「まこちの里」という農産物の販売所をつくっておりまして、時々行きますと 北九州の方からやはり買い求めにいらっしゃってる方が多いようです。山村地域の活性化のため には町外からも、また町内からもあの寒田の方に行って購買力が増していただければ一番いいと 思うんですが、そういう件についてはどういうふうな形で指導と、今さら指導することもないと 思うんですけれども、考えておられますか。難しいですか。

議長(成吉 暲奎君) 西村課長。

商工課長(西村 好文君) 農産物の販売関係ですけども、寒田一番星という若者の地域活性化 グループが5月の連休明けから土日開いてます。それで、7月、8月は全日という形で、9月の もみじ祭りまでという形でしてます。こういうグループは大いに、活性化という形で大いに支援 していきたいというぐあいに考えます。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。寒田の方で今販売所がございますけど、7月に犀川豊前線が開通しております。それで、上城井地区を抜けてその豊前線を通って豊前の岩屋地区という形で抜けられます。今、上城井岩屋地区交流館の事業、協議会も開催されております。その中でその直売所をその道路沿いにというようなお話も出ておりますので、そこら辺を含めて農産物等が販売増加になるような形では検討はしています。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) やはり交通の便とそれと人口比でなかなか山村の方の活性化というのは難しい面があります。けれども、せっかくああいう施設をつくってて、キャンプ場とそれと農産物の販売所とが一緒にあるわけですから、そこのところを今寒田の若者たちが一生懸命取り組んでやってます。支援をしていただけるということですが、四季を通じて利用者がふえるような形の模索をやってもらいたいと思うんです。

先ほど吉元議員も言われてましたけれども、どういうふうな形で支援をしていくのか。お金さえ出せばいいとかじゃなしに、この財政状況の厳しいときですから知恵を出し合って、どういう形でやっていけば四季を通じてそこを利用していただけるか。本当に求菩堤の方に行けるようになったので非常に利用者が多いんですね。だから、そういうところも考えてみてこれから、私も時々登ってみたいなと思ってますので、具体的な支援策は今は考えておられませんか。

議長(成吉 暲奎君) 西村課長。

商工課長(西村 好文君) 今の段階で具体的な支援策というのは持っていません。けども、あらゆる、 今いろんな行事関係もございます。そういった中で寒田の活性化グループもその中に入ってますので、そういう過程の中でいろいろな話というのも持ってますし、当然その中で協議というのを続けてます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 町長が何か腹案があるような顔をして前に座っておられますので、 町長の御意見もお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、一応築城の上城井地区ですね、非常に活性化しつつございます。いるんな形で自治会の協力で大楠のコンサートとか、それからウォーキングそれから寒田の中でもいるんな、何といいますか魚の放流大会ですかね、こういうものでやっぱり町外からたくさんの人がお見えになっておりますし、この人たちが幾らかでもお金を落としていただくという形を、

やっぱ地域のできたものを買っていただくと、これがやっぱり一番の活性化の方策じゃないだろうかと思っておりますし、その形では支援をやっていく。そのために、また、これは西村課長言わなかったけど観光マップを築上町つくっております。こういうものをどんどん配布しながら、豊前との連携も必要でございますし、それから今一番私が、あとの信田議員の質問に出ておるようでございますけれども、県道の椎田求菩堤線という道路があってビラ・パラで行きどまりになってるんですね。だからこれをもう、県に言うてもなかなか、順番が回ってこないとか予算がないとかちゅうことで非常に困難な状態になっておるんで、林道事業でこれを今の豊前犀川線につなげるような形でやれば、観光回廊という一つの道路ができるんではなかろうかなと。そうすればまた椎田地区と築城地区を結ぶ道路にも山間地を結ぶ道路にもなりますし、だから豊前市とこのいわゆる旧椎田と築城を結ぶ形でいろんな、マップもまたでき上がりますので、そういう形の中で、いわゆる観光客の誘致をしながらそして地元の特産、やっぱりいいものは売れますので、そういうことで非常にやっぱり城井のものは大分売れております実際、いろんな産物がですね。私も「まこちの里」に行ったら大分買ってかえりますけど。そういうことで、1人行けば2,000円、3,000円買ってかえれば相当の金額になりますし、そういうものを目指しながら地域の産業政策と観光を一緒に持っていきたいと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 今、町長が言われましたように、観光と産業とを両方一遍に兼ね備えて山間部の活性化をやはり町を挙げて、私たちも協力しまた行政も協力して地元の方たちと一緒に歩んでいきたいと、そういうふうに願ってこの質問をさせていただきました。どうぞ、若者たちがあれだけ寒田の方頑張ってるんですよね。だから、それの支援をぜひよろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

環境美化運動の取り組みは6月議会のときにでも質問に上がっておりましたが、今私が質問いたしたいのは通常のごみ、生ごみだとか瓶、缶だとかいうごみのことはちょっと横に置いといて、草刈りをしました草だとか、それから木々を剪定したり伐採したりしたその後の処理はどうしたらいいのかわからないのでお尋ねしたいんですが。小さい草は乾かしてごみ袋に入れて出してますけど、木はごみ袋に入れることができませんので、どういうふうに扱っているんでしょうか。お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。出口環境課長。

環境課長(出口 秀人君) 環境課の出口です。御質問の件でございますが、草取りとか剪定の 伐採した後の処理につきましては、草取りにつきましては議員さんが言われたように、砂等を落 とし可燃物の青いごみ袋ですかね、あれに入れて所定の場所に出していただければ回収いたしま す。剪定の木でございますが、各御家庭にも配布をしておりますが、 このパンフレットでご ざいます。この中に、大きい剪定木につきましては1メーター、条件がちょっと、処理のための機械の条件がございまして、1メーターぐらいに切断していただきまして、処理上30センチぐらいに束ねていただいて粗大ごみとして処理をしていただければ可能でございます。で、小さい松とかそういった剪定につきましては、先ほどの草と同じように袋に入れて出していただければ処理をすることが可能でございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 草取りした草は今課長がおっしゃったように乾かして土を落としてごみ袋で出してるんですけれども、剪定した木の、 今1メーターというのは長さですかね、 長さ、太さはどれくらいまでいいんですか。30センチ。

環境課長(出口 秀人君) 太さは機械の破砕の能力もございますので、余り大きい木はできません。で、普通、剪定と申しますと手首ぐらいだと処理は可能かと思います。ですが、30センチというのは、やはり処理上の問題と、1メーターと30センチというのは処理上の問題がございますので、機械に破砕機の問題がございますので、それは守っていただきたいというのが実情でございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 今破砕機と言われましたけれども、合併前に椎田町と築城町で伐採した木や剪定した木々の後処理の破砕機、チップにして肥料にできるというのを買ったと思うんですけど、その機械ですか、今あるのは。

議長(成吉 暲奎君) 課長。

環境課長(出口 秀人君) 私が今破砕機と申しましたのは、今センターにございます建物の中、ウィズアースの中の機械でございます。議員さんが御質問にされたのは平成13年度に購入いたしました破砕機で、これは今シルバー人材センターの方で管理委託をしております。ですので、一般の御家庭から出る一般廃棄物としての処理はウィズアースの機械で破砕をしております。以上です。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 旧町時代に買ったのはシルバーに管理委託をしているということですが、そのシルバーが管理委託している破砕機は随分大きいものでもできるんですよね。そういうふうに最初買ったときに私たちは聞いてますが。

で、例えば、自分の家で剪定したり木を切ったりするのは家庭の者がしたと。それだけをちゃんとチップにしてもらえないかということでシルバーに電話をかけたことがあります。すると、

自分たちにシルバー人材に剪定やなんかの作業を頼まなければ、後はごみですから、シルバー人材はごみ処理はやっておりません、カチャーンと電話を切られました。で、私が言いたいのは、その機械はたしか町が全部、椎田町と築城町とがお金を出してあれ買ったと思うんです。シルバー人材が買ってないんですよね。それを一般の者が使えないというのはどういうわけでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 出口課長。

環境課長(出口 秀人君) 平成13年度に購入いたしましたこの破砕機につきましては、シルバーが設立をしたときに、剪定木の処理ということでシルバーの方にこの機械を町で購入し、シルバーに管理をしていただいております。

で、今議員さんが言われた一般の方がこのシルバーでできないのかという点でございますが、 これは、シルバーが家庭から出るその一般廃棄物の処理を一般廃棄物処理業者ではございません ので、今この時点ではシルバーが一般の御家庭から出てくる剪定木につきましては処理ができな いというのが今の現状でございます。

以上です。(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) シルバーに両町で補助金出して、シルバーの所有物になっておると思います、この破砕機は。(「違うよ」と呼ぶ者あり)事業主体はシルバーで購入したんじゃないかなと思います。(「違う違う、町が買った」と呼ぶ者あり)どっちの町が。(「どっちも」と呼ぶ者あり)どっちの町とかないはず。これは僕も議員しちょって、たしかシルバーに補助金を出して買った。これはそういうふうに覚えてます。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。質問者以外はちょっと声を出さないでください。

議員(1番 首藤萬壽美君) 随分前のことですので、それがどういうふうな形でどうやって購入されたかということまではっきりしてないと思うんですけれども、私はやはり言いたいのは、せっかくそんな立派な破砕機があるんなら、たとえシルバーに管理委託を頼んでても、一般廃棄物で一般家庭から出るものは処理できないと頭から線引きをしてしまうのはどうかなと思うんです。で、私は切った木を、 切ってはもらいませんでしたけど切った木をそれなりに処理をしてもらいたいと、別にただでしてくれと言ってるんじゃないんですよ。シルバーの人が来てくれて積んでくれて持っていってくれれば、それなりのお金を払うつもりだったんですけど、今課長が言われたように、しないということでガチャンと電話を切られてしまいました。でもそこんところを行政がちゃんとみんなの税金で買った機械なんですから、使えるように何とか話はできないんですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほどちょっと私が今言ったのは、旧椎田町は補助金みたいな負担金出して築城が買ったと、こういう話のようでございます。ちょっと築城の職員の方が私に耳打ちをしていただいて、築城が事業主体で買ったと。旧椎田はだから負担金出してる。そういう形で、シルバーに貸してる、築城町がシルバーに貸したと、こういう形になっておる、実質は。そういう形になれば当然、町の方から町が使うからちょっと使わせと、こういうことは私はできると思うんで、シルバーの担当課の福祉課とそれから環境課が話をしながら、使えるように私はしてもいいんじゃないかなと思います。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 皆さんからえらい応援をいただいてるみたいなんですけど。やはり、環境美化ということを全自治会にも言っているんな形で町をきれいにしていこう、環境を守っていこうということを推進してるわけですから、その中でせっかくある機械を使えれば、別に個人がいつもいつも行って使うというんじゃなしに、例えば自治会単位でそういうのをトラックで運んで使わせてもらうとか、何らかの方法を考えていただければありがたいなと思うんですければも、環境課の方でそこのところはできないものでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 出口課長。

環境課長(出口 秀人君) 一つ、先ほどからも言いましたけど、シルバーに一般廃棄物を処理していただくということはできませんので、私ども町の方で一般廃棄物を、もう一つの質問のところにもございますが、導入ということにつきましては、この一般廃棄物を適正に処理をするという大前提がございますので、今後、そういう施設でございますので、何らかの契約とかそういったことを考えながら対応していきたいと、かように思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 首藤議員。

議員(1番 首藤萬壽美君) 対応可能なことは今まで前例がなくとも、やはりお互いに話し合ってお金をかけずに、破砕機をまたもう1台買うよりも、今現在あるものをそういうふうに使えるようにやっていただきたいとお願いいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....

議長(成吉 暲奎君) 次に、3番目に13番、岡田信英議員。

議員(13番 岡田 信英君) メタセの杜について質問いたします。

メタセの杜は皆さん方御存じのように再三再四にわたりテレビ、新聞等で周知のことと思います。それで今から私が質問しますが、町長、あなたはいつも見解の相違ということで逃げることが多いですが、そのことは言わないでもらいたいと思います。

去る8月10日の西日本新聞朝刊に「築上町第三セク「ブランド米」と偽装」と四段抜きで掲載されました。その後、連日のようにテレビ、新聞等で大きく報道され、NHKテレビでは全国放送されました。偽装問題が日本じゅうに吹き荒れる中で、メタセの杜、おまえもか、この事件が地域住民に与えたショックははかり知れないほど甚大であります。

福岡県内にメタセの杜の同様、農家が運営に携わる直売所のような施設が223カ所あり、福岡県農林水産課安全課長の談話がありましたように、「消費者がほかの直売所まで疑うようになることが心配だ」というコメントがありました。築上町で発生した米偽装事件により、県内だけでなく、全国の直売所に及ぼす悪影響は大変大きなものであります。全国の農家の方々や、何よりもメタセの杜で米を買っていただいた消費者の皆さんに大変な迷惑をおかけしましたことを、築上町の町会議員の一員として大変申しわけなく、おわび申し上げます。

私は、今回のメタセの杜の不祥事に関連したことについて質問をしてまいります。その前にメ タセの杜の設立の経緯を町民の皆様に理解していただいた方が質問の趣旨がわかりやすくなると 思いますので、簡単に説明申し上げます。

旧築城町弓師地区を中心に、騒音被害により移転した約100万平米という広大な地域があります。旧築城町は、平成13年度より大学教授、関係官庁、地元町内会長と有識者により、跡地利用について永年検討してまいりました。そして、防衛省の予算、基地周辺町づくり事業というメニューを全国で最初にもらい、平成17年12月に築城物産館「メタセの杜」をオープンさせたのです。

設立目的は、旧築城町の基幹産業である農業の活性化、町民のレクリエーション、健康づくりの拠点とすることです。築城町の第三セクターであるついきプロヴァンスが指定管理者となり、管理運営を行ってきております。ついきプロヴァンスは、築上町900万円、JA豊築100万円、築城商工会50万円、メタセアグリクラブ150万円出資の第三セクターであります。

ついきプロヴァンスは、築上町で栽培、生産される農林水産物、加工品の出荷者から委託販売をしており、その手数料によって運営しております。発足当時の出荷組合の会員数は160名ほどでありましたが、現在320名の会員となっております。平成19年度の売り上げは4億5,000万円、前年比で1.6倍増の大幅な伸びを示し、920万円の純利益を出す優良会社に急成長いたしました。築上町の農家の方が丹精込めて栽培をした新鮮な農産物や魚介類が飛ぶように売れ、かなりの副収入になり、大変喜んでおりました。ようやく軌道に乗り、順調に推移していただけに今回の米偽装、JAS法違反による不祥事は残念でなりません。絶対にこれは許されるべきことではございません。

そこで、新川町長、この事件は何月何日にこの事件を知ったか、お尋ねいたします。 議長(成吉 暲奎君) 新川町長。 町長(新川 久三君) 何月何日とはちょっと覚えてないけど、8月か7月か、ちょっとわからんけど、そこんとこは、正式に知ったのは、その前にいろんな形で町長あてに文書が出てきて、これは本当の文書ではなかったんですね。というのが、(「10日の新聞」と呼ぶ者あり)新聞、けど、その前にアグリネットワークとか何かいう形で何か、これは僕は本当かどうかということは疑ったけれど、アグリネットワークの代表者の方から、早く店長をやめらせえ、そうせんと大げさにするぞと、このような申し入れが私あてに来た、これはコピーだけで、実際の本物は来ておりません。そのときに私が初めて知ったんじゃなかったかなと思うんですけれど、このコピーが私の手元に来まして、それが私が一番最初に知った、その後、新聞に出たというのが現実ではなかろうかなと、このように、この日にちはちょっと定かではありませんけれど、コピーが入ってきたということでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 7月これは上旬に、外部の指摘で米の偽装が発覚したわけなんですね。メタセの杜物産館は、米の販売を中止しております。その時点で、ついきプロヴァンスの役員である八野副町長は知っていたはずでありますが、新川町長は報告がなかったということですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告はあっております。だから、そういう形で、まだ疑惑の問題で、こういう疑惑があるよということで、そして、新聞に載って、私は初めて認知したと、副町長も私と一緒だと思いますけど、そういう形で、疑惑はある、疑惑はあるということで、コピーが私、副町長もたしかこのコピーを持っとるんやないかなと思いますけど、それが私が初めて知った状況です。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 私の知るところによりますと、8月10日に新聞報道される 1週間ほど前の8月上旬には、新川町長、八野副町長のところにメタセの杜の関係者が、柿本店 長が米を偽装販売した事実が判明し、証拠資料もあるので、早く柿本店長を解雇した方がよいと、 そうしないと、出荷組合がマスコミに情報を提供すると言っていると注意したそうですが、それ は事実ですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それが今私が言った件だと思いますけど、私どもには解雇する権利も何もないし、それは取締役会で事実調査をやって、事実をやれば、それ相応の措置はすべきでしょうと、そういうふうな話はしたことがあります。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長、いいですか。落ちついて回答してください。

副町長(八野 紘海君) 8月上旬というのはどういう形でお話があったかどうかは知りませんけども、8月7日の日に取締役会が開催されました。そのときに農事組合法人メタセのアグリクラブから要望書というような形で文書が出ました。要望事項は3つございました。それについて、あと偽装表示の現状について、そして、19年度仕入れ実績表、販売実績表の3枚の書類がコピーが出た、それが8月7日にきちんと知り得たのが事実でございます。そのときにメタセアグリクラブの要望について、この場で副町長どうするんかというような質問がありましたけども、賛成すれば新聞社に出さない、どうするんかどうするんかということで、副町長としては新聞に出すとか出さないとか、とてもじゃないですけど、やめてくれ、出していいという返事はできませんよということで、取締役会においてそういう発言をしたとこです。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) そういうことで、出荷組合がマスコミに情報を流すという指摘を受けたにもかかわらず、新川町長は、出荷組合がマスコミに情報を流せばよいと言ったというではないですか、それは事実ですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私は出荷組合とは、だれとも会っておりません。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) その話を聞いて、出荷組合代表役員10数名が集まり、協議をし、築上町のイメージダウンとしてメタセの杜の売り上げが落ちることを覚悟の上で、新川町長、八野副町長に前もって忠告したにもかかわらず、2人は何ひとつ善後策を講じることなく、罪を犯した柿本店長を擁護するだけで、解雇する意志が全くないこと、何よりも新川町長の出荷組合を見下したような横柄な態度に怒りを心頭し、全員一致をもって新聞社に情報を提供することを決定したということであります。

新川町長、正義感の強い出荷組合の声を素直に聞いていただきたい。だからこそ大きなしっぺ返しを食い、大事件となり、連日マスコミ報道され、築上町は大きなダメージを受けたのです。これもすべて軽率な発言をした新川町長の責任です。築上町の最高責任者として、柿本取締役店長の任命権者として監督責任は重大です。まず最初に、みずからの政治責任はどのように考えておられましょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 何か岡田議員、根も葉もないことをどんどんどんどん質問しようるけれ ど、本当にそういうことがあったんですか、私はそんな出荷組合とか、皆さんとそういう会った ことはございませんし、あんたそういう質問していいかなと僕は思うんですけど、それと任命権者じゃありませんよ。任命権者はプロバンスの代表取締役が任命権者でございますし、私は株主として株主総会ではいろんな形で物を申しております。

だから、この件は株主でどう思うかという形であれば、遺憾なことであり、店長、法を破ったという形になれば、何らかの処分はそれは免れないだろうというふうに思っておりますけど、そういう形の中で、私がすべて取り仕切れと、そんなものじゃ岡田議員ございませんので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) その件は後で質問したいと思います。

9月1日付の町広報誌で、町長室だよりの中で通り一遍の謝罪をし、新聞には変な運営にならないよう経営陣に正していかなければならないと、まるで他人事のような発言をしていますが、何のために八野副町長を取締役として送り込んでいるのか、お尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町から1名出してほしいというような要望もあったし、それなら副町長を出そうということで、ちょうど宮崎、前の代表取締役亡くなった後、3人の取締役しかなったので、5名の取締役体制でいくということで、町から欲しいということで、じゃ今までしいだサンコーの社長を出しておりましたけれども、かわりに出そうというふうなことで副町長を出したと、こういう経過でございます。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 築城町にはついきプロヴァンスとしいだサンコー、東九州コミュニティー放送という3つの第三セクターがあります。我々議員が第三セクター東九州コミュニティー放送の管理運営について疑問点を質問すると、新川町長は必ず指定管理者にすべて任せているので、行政は一切関与していないと答弁を繰り返していますが、その考えは現在も変わりありませんか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そうですね、株主としての物は申すという形になりましょうし、それから、第三セクターを設立したという設立者、これはだれがしたであっても、町がほとんど大半の出資をやっておると、先ほど言った3つの会社ですか、90%を超えるような出資をしておりますし、設立についての責任はありますし、後の運営はそれぞれの会社の取締役会が責任を持ってやってもらうと、これは商法と会社法という法律がございます。地方自治法の範疇には及ばないシステムでございますので、そこんとこを岡田議員よく理解していただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) あなたはさすがに役員にはなっておりませんが、現在、ついき プロヴァンスの役員の名前には5名の取締役と監査役1名で構成されております。

まず、代表取締役社長には、株主である築城商工会の会長で、町長の後援会の築城地区代表である長浜達彦氏、取締役の順序は、筆頭取締役に新川町長の右腕である八野紘海副町長、3番目に、今回この偽装事件を起こした柿本保人取締役であります。4番目の取締役は、出荷組合の代表である吉田松市氏であります。そして、5番目が、ことし3月に築上町役場を定年退職した安田美鈴氏であります。この方はサンコーの派遣社員で、築城公民館長をしていると聞いております。そして、監査役は、新川町長とは中学校の同級生である久保ヤスミツ氏であります。間違いないでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 間違いありませんね。(「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり) 議長(成吉 暲奎君) はい。

副町長(八野 紘海君) 順番はちょっとわかりませんけど、1番から5番ということで、5番目にお話されました安田さんについては、サンコーの派遣社員ではございません。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

以上です。

議員(13番 岡田 信英君) そういうことで、築上町長の意向がかかった人物ばっかしが 5名集まったということは間違いないですね、これは。(笑声)

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 意向がかかったとか、そういう形ではございません。とにかく株式会社の役員というのは、個人の権限においてすべてが自分の思いどおりのことができるわけですね。 すべてが町長の思いどおりとか、そういうわけではございませんし、だって、今の現に取締役の皆さんと、それとか監査委員の久保氏とも私はいつも言い合いっこをやっておりますし、だめだという話も、何か非常に発言の多い方々ばっかり、多いんですよね。

そういう中で話やってます。私の意向どおりには動きませんし、とにかく私は株主総会において役員人事案件が出されたので、異議なしということで認めていくと、これが通常の株主、会社のあり方でございますし、岡田議員、行政と、それから、会社がちょっとこんがらがってるんじゃないかなと思いますけど、私の方からちょっと質問をしたような状況でございます。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 今町長はそういうふうにおっしゃいますが、ついきプロヴァンスの株主であるJA豊築から新川町長に、JA豊築から1人役員に就任されてもらいたいという通告があったそうですが、そのとき、あなたは前JA豊築の組合長が一度辞任したので、JA豊

築から役員は要らないと、一蹴してけったそうでありますが、これは本当ですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それはJAから出したいというのは、JAから言ってきておりませんし、何といいますか、会社の中でどうかという案はあったと思いますけど、いや、僕はJA出なくていいよ、地元で運営するからと、僕も株主としてはそういう意見を出したことはあろうかと思います。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) そういうことは町長、あなたが口を出してるということではないですか、築上町がJA豊築の正組合員、準組合員の方、有識な方々多くおられますよ。それもプロヴァンスは、農協を中心として発足したわけなんですね。その中で、何で農協の役員1人ぐらい入られないわけなんですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当時のプロヴァンス、うまく経営もありましたし、それと、生産者組合からも代表が入っておりますし、それで十分だと思っておりましたし、そういう相談があったときにそういう返答をしたと思います。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) メタセの杜は、旧築城町が防衛省の予算で設立したもので、どうしても合併前の平成17年12月にオープンさせてはならないという事情があったようです。

12月は最も野菜の少ない時期であり、その上、公園整備が終わっていない段階でスタートしたわけなんですね。初年度は厳しい状況でスタートだったようで、当時の役員2名が新川町長に相談に行ったところ、ついきプロヴァンスにはお金も出さないが、口も一切出しませんので、2人で勝手に決めてくださいと、むげもなく突き放したそうですが、本当ですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そういう話があったかどうか、ちょっと覚えてないんですけれど、基本的には会社に口を出すという形になれば、株主総会でしか正式な発言はできないと、あとは取締役会がちゃんと責任を持って運営すべきだろうと、こういう見解はいつも持っております。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) それで、その2人は、新川町長はメタセの杜がつぶれるのを望んでいるようだというふうに解釈したそうですが、そのようにむげもなく断るということは、何が根拠で断ったんですか。

議長(成吉 暲奎君) はい。

町長(新川 久三君) そういう質問、ちょっと議長いいんですかね。つぶれることを望んでる

とか何とか、そんなことは私は全然。

議員(13番 岡田 信英君) それは2人が言うてきたことは。

町長(新川 久三君) いや、だから、それをあなた、私にぴしゃっとこの場で一方的にそうい うのを信用して質問するということ自体がちょっと。

議員(13番 岡田 信英君) 一方的って、聞いた話で、本当のことを言ようる。2人で言った話。

町長(新川 久三君) いや、私はそんなこと言ってませんよ。

議員(13番 岡田 信英君) 言ってないなら、言ってないで、なしてそれを言わんかね。 (笑声)

議長(成吉 暲奎君) 両者ともひとつ冷静に考えて質問、回答をしてください。 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) その後、新川町長が当初そういうふうなメタセの杜はどっちみちつぶれるわというような考えでおったわけなんですが、今現在どうでしょうか、メタセの売り上げは順調に推移しております。1億5,000万円近い委託料を受けている第三セクターのしいだサンコーとは大違いで、築城町から1円の補助金ももらわない優良会社になったのです。するとどうでしょう、新川町長は次から次へとあなたの関連の親交の深い人ばっかしを役員として送り込んでおるではないですか、これはどういうことですか、一切口出さんというのは。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私が送り込んだわけではございませんし、前々社長ですか、宮崎さん、それから、柿本さん、彼らの功績が非常に私は大きいと、このように評価はしておるわけでございますし、柿本さんについては米のJAS法の違反といいますか、これによってちょっとまずかったなという、たかが十四、五万の利益を上げるのに何でこんなことをしたんかという思いは持っておりますし、これも辞任したから、あと追及はできませんけど、あとプロヴァンスが、生産者の皆さんとか、それから、出荷者の皆さん、そして、より多くの産物を出していただきながら、消費者に喜んでもらえるような物産館となってもらうことを私は期待しておりますし、役員、今そういう意味では取締役会で一丸となってメタセの信用回復に取り組んでいただきたいと、このように思っておる次第でございます。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 取締役の中のしいだサンコーの社長をしている柏原正敏氏は、 私は新川町長から全権を任されておると豪語し、会社を仕切っていたというのですが、本当です か。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 本当ですか、そういうことは知りませんよ。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 知らないといえばそれまでですけど、そういうふうな風評が立っとるということは事実です。柏原氏にかわって、ことし6月に八野副町長が取締役に就任したそうですが、八野取締役の権限は絶大で、社長の意見を一蹴し、八野氏の意見がすべてまかり通る会社に現在なっております。新川町長の右腕と言われる八野副町長はついきプロヴァンスを、柏原氏がしいだサンコーを牛耳っているということです。つまり、新川町長が牛耳っているということです。あなたは常に言うこととすることが、今聞いたように間違っておりますが、なぜでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 岡田議員の質問、ありませんというしかありませんですね。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 新川町長は最大に犯したついきプロヴァンスの監督責任者であり、政治責任は重大であります。どうして一日も早く臨時取締役会を開催し、八野取締役を解任し、JA豊築から優秀な明るい人材を向かえ入れなかったのでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それは越権行為でございますし、それは取締役会でちゃんと議論をしながら、本人の意向が一番大事でしょうし、そこんとこは解雇とか何とか、そんな穏やかな言葉は 岡田議員は使わんでくださいよね。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) それでは、八野取締役が役員会の議事録捏造を要したということですが、八野副町長、今度は7月22日の取締役会を思い出してください。この日の取締役会で大変驚くべき発言をしたのです。長浜社長、吉田取締役、久保監査役の3名が事務局に対して、株主総会や取締役会の議事録が事務局により都合のよいように捏造されていると詰め寄りました。そこで、社長より偉い八野取締役の登場で、議事録とはすべてが合っていないですよと、細かいことを言わなくてもよいではないですかとなだめたそうですが、これは事実ですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 部分的には忘れておりますけども、1時間、2時間の会話の中の部分 的な発言で、推測で質問があったと思いますので、お答えすることはちょっと差し控えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) はい。

議員(20番 宮下 久雄君) この質問ですけど、憶測とか、個人の攻撃とか、根拠のないも

のに立った質問が多いような気がします。議会運営上、これは議長として正していただきたいと 思いますが。

議員(13番 岡田 信英君) 議長。

議長(成吉 暲奎君) ちょっと待ってください。(「本人は、しかし、言いようる自信があろう」と呼ぶ者あり)

議員(13番 岡田 信英君) うん。(発言する者あり)何言っちょる、何か。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員、いろいろ質問しておりますが、今、宮下議員が言われたよう に憶測等でもって発言というものは現に慎んでいただきたいと。

議員(13番 岡田 信英君) 議長。

議長(成吉 暲奎君) はい。

議員(13番 岡田 信英君) これは憶測等ではございませんよ。これは第三者から聞いた話を私は今ここで披露しておるわけなんです。役員の、役員会の言った内容なんかを回答まで話しようったんですよ。

それで、そのとき八野氏は、議事録を捏造したといえばお互いの責任の取り扱いになりますよとおどしたということですが、本当ですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) その質問については、人から聞いたとか、どういう経緯で聞いたかどうかわかりませんけど、先ほど言いましたように2時間、1時間半ぐらいの取締役会の中の会話の中の一部を第三者を通じて岡田議員に言ったと思います。そういうことで、その質問について正しいものやら、推測なものやらわかりませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員いいですけど、とにかく憶測等で物を言うということは、また、 人のうわさ等で物を言うということはちょっと慎んでいただきたい。

議員(13番 岡田 信英君) いやいや、うわさとか、町民が言ようったから言うことで、一般質問でみんな言ようるじゃないですか、一般町民からこういうふうなことを聞いたとか、ああ聞いたということを言われるのは憶測じゃないんですかそれなら、全部憶測でしょが。他の議員の一般質問を見てください。町民はこういうふうに言ようりましたとか、ああ言いますとか、言ようるやないですか、私も一々町民から聞いた話を今言ようるんです。

議長(成吉 暲奎君) もちろんそういうこともあるかもしれませんけど、議会というのはお互いの人格を尊重したですね。

議員(13番 岡田 信英君) うん、それはわかります。

議長(成吉 暲奎君) 発言のもとにやってもらいたいと思いますので。

議員(13番 岡田 信英君) そのわかった内容を、聞いた内容を私がかいつまんで文書にしたわけなんですよ。

議長(成吉 暲奎君) はい、じゃ続けてください。

議員(13番 岡田 信英君) はい。(「時間がないぞ」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) はい。時間はあります。(「ある」と呼ぶ者あり)はい。

議員(13番 岡田 信英君) 今後はコンプライアンス、法令遵守を従業員に指導していきたいと、従業員に八野副町長は言ったそうですが、あなたこそコンプライアンスを知らないと言いたいですが。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この問題は、ちょっと質問が私は離脱しておるのではないかなと思うんですよね。というのが、町は株主としてどのような対応をとるのかということしか、私は答えられません。プロヴァンスの中身については取締役会でぴしゃっと対応してもらうしかないんですよね。

だから、ここで副町長が、仮でありますけれども、この議場で副町長、このプロヴァンスをどういうふうに運営するかとか、会社の中身のことは私は答えられないと思います。そういう形の中で、我々の権限は株主として、例えば、臨時株主総会の招集を要求するとか、それから、株主総会において中身をただしていくと、こういう形しか私はなり得ないと、このように考えておりますし、岡田議員もそこんとこを理解しながら質問をしていただきたい、これはお願いでございます。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) それでは、次にまいります。

7月22日、8月7日の取締役会議を読んでいただければわかりますように、柿本体制のとき、 吉田氏だけには取締役会開催の通知は一切されず、柿本、柏原氏の2人だけですべての議事を決 めたということです。

また、不思議なことに議事録には吉田氏も出席したことになっておりますが、吉田氏が議事録 捏造ではないかと2人に講義し続けるのですが、取り合ってもらえなかったということです。驚 くことに議事録の議事内容についての捏造は、すべて柏原氏がかかわっていると言われているの が事実です。柏原氏は、新川町長と生家が隣で、60年来の親友であります。

柏原氏がいかに絶対的な権力の持ち主であったか、こんなエピソードもあります。吉田氏は出荷組合の総意で社長に立候補したとき、柏原氏は吉田氏に対し、出荷組合は会社でいえば労働組合であると、労働組合の代表が社長になれるかと一喝したということです。吉田氏はメタセの杜の設立準備段階の平成13年当時から中心になって携わってきたれっきとした取締役であり、最

もメタセの杜を知る人であります。さぞや悔しい思いをしたことだと私は考えております。出荷組合の人たちが中心となり、運営管理するのが設立の趣旨に合致し、ベストだと思っております。私文書という、偽造という法律違反を指示するような柏原氏が社長を務める築上町の第三セクターであるしいだサンコーは、法律違反をしていないかと非常に心配しております。なぜならば、しいだサンコーには町民の血税から毎年約1億5,000万を超える委託料が支払われているのであります。黒字であるついきプロヴァンスの役員報酬は、今回値上げし600万円になっておりますが、利益が出たら、最初にすべきことは、生産者の労苦をねぎらい、現在の手数料を引き下げるのが順序ではないでしょうか、町長は町長室だよりの中で、人様から後ろ指を指されないようにメタセの杜運営に権利を行使すると約束しておりますが、今述べた運営方針の中にはこの約束が含まれておりますか、そして、柏原氏の議事録捏造の指示としいだサンコーの役員報酬と

議長(成吉 暲奎君) ちょっと待ってください。岡田議員、これメタセの杜のプロヴァンスの内部の話でして、それで、町長等に質問しても、詳しく回答ができないんじゃないかと思うんですね。その点を理解してもらいながら、ひとつ質問をしてもらいたいと。だから、新聞等でもっていろんな問題出ていますけど、それは全部理解しておりますから、だから、やるんであれば、また違った面でもってひとつ質問してもらいたいと。そうしないと、回答のしようがないんじゃないかと私は思うわけでございますが。(「ちょっと2点ほどよろしいですか」と呼ぶ者あり) 八野副町長。

同氏の年報酬額及びしいだサンコー社長の解任の考えはないか、お尋ねいたします。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。誤解のないようにちょっと答弁をいたしますけども、議事録という言葉を再三質問の中に出ております。会社法第371条、「議事録は請求することができる」ということになっておりますけど、その請求に当たっては「裁判所の許可を得て、株主は営業時間内にいつでも掲げる請求をすることができる」、または「取締役設置会社の債権者は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」というようなことで、手続を得た議事録があるかどうかというのは、ちょっとそこら辺の誤解はないように答弁はしたいと思います。

それと、役員報酬の全体枠の600万を上げたというような質問でございますけども、これは 1,000万から600万に下げたという、これはちょっと600万円に下げたという内容でご ざいますので、400万を減額したということですので、誤解のないような答弁をいたします。 以上です。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) 八野副町長にお尋ねいたします。

8月7日の取締役会の中での発言です。長浜社長、吉田取締役から、米を偽装販売し、法律違

反を犯した柿本取締役、店長を解任すべきであると提案したのに対して、あなたは2人に対し、 韓国は大統領がやめたらすぐ足の引っ張り合いをし、ぐちゃぐちゃにすると発言したそうですが、 本当ですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) その答弁は差し控えますけども、先ほど言いましたように議事録云々の根拠で質問がされておりますように、その辺については裁判所の許可を得て、正当な理由のもとに入手したものかどうか、逆にお尋ねしたいと思いますけど。

議長(成吉 暲奎君) 岡田議員。

議員(13番 岡田 信英君) これはテープにちょっととっておりますのを私が聞きました。 役員会の中でテープをとっておりますものをですね。それを拾って私が今このように文書にして ます。

それで、柿本氏の報酬が高過ぎるという議題が再三上がると、また蒸し返して韓国のようだと 発言し、吉田氏が早く柿本氏を解雇しないと火種が大きくなりますと伺候すると、韓国みたいに うち上げてと発言したというのですが、事実ですか。

議長(成吉 暲奎君) 非常に詳しい質問内容になっておりますが、これは議会一般質問の内容を逸脱してるような感じがいたします。だから、ここでもって岡田議員の質問はちょっと打ち切らせてもらいたいということで、ひとつ終わりたいと思いますが。(発言する者あり)(「議長権利」「100条委員会みたいな」「一般質問じゃない」と呼ぶ者あり)

議員(13番 岡田 信英君) これはおかしいやない。私は聞いたことをあんた、録音テープ まで聞かされて書いたことをここで言ようるのに何で悪い。

議長(成吉 暲奎君) だから、いずれにしましても、岡田議員の気持ちはわかりますけど、これは一般質問の状況の中で私どもが会議を進めていっております。だから、そういう意味で、ちょっと内容がいろいろ法的にも問題点を残しているようでございますので、ここで一応この一般質問は打ち切らせてもらいたいということでもって了解をとっていただきたいと思います。

議員(13番 岡田 信英君) これはあんた、議員の発言をあんた途中で封じるとは、これ何事かね。

議長(成吉 暲奎君) いやいや、議員の発言をとめるというわけじゃないんですが、これが逸 脱した状況の中に入り込んでいっておりますので、この質問は一応打ち切らせていただきます。

これで午前中の一般質問を終わります。再開は午後1時からいたします。(発言する者あり) 議員(13番 岡田 信英君) 以上をもって終わります。

議長(成吉 暲奎君) はい。

.....

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは、再開いたします。

次に、4番目に、16番、中島英夫議員。

議員(16番 中島 英夫君) 質問通告に基づきまして4点ございますので、まず最初に、新地方公会計改革制度についてと、「改革」の言葉をちょっと抜かっておりますけども、改革についてということでお尋ねをいたします。

昨年の10月の17日に総務省から公会計制度の整備推進についてという通達が参っておると思います。これによりますと、各自治体におきましては数年以内、財務書類4表というものが整備、公表しなければならないと義務づけられたわけであります。この通達によりますと、3万未満の都市と町村は、2011年度から公表と義務づけがされました。各自治体を4市町村調査をいたしましたけれども、事情を聞きますと、前倒しで実施をしたいというようなことがほとんどの自治体でございましたけれども、本町におきましては定められた2011年からするのか、それとも前倒しで公表に踏み切るのかをまず町長にお尋ねしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 一応去年の6月に行革推進法が成立いたしまして、一応地方公共団体においても、いわゆる複式簿記の考え方の導入ということで、貸借対照表と行政コスト計算書、それから、資金収支の計算書、それから、純資産変動計算書の4つの表の整備を標準形としてつくるようになろうかと思いますが、先ほど今、中島議員が申しましたように、平成23年までに人口3万未満の都市ということになっております。うちの町が都市に該当するかどうかわかりませんけれども、一応人口3万未満を念頭に置きながら、23年度までには整備をするということになっておりますので、国の目標に向かって、他町村等もちょっと連絡取り合いながら、これは必ず23年度にはやりたいと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 今町長から言われましたように、貸借対照を初め4つの指標を公表するということでありますけれども、私の聞いた自治体の職員、複数で4つの市町村の職員、財政担当課長は全部聞きましたけれども、現場の職員に非常に戸惑いの声が聞こえてまいりました。といいますのも、そもそも発生主義とか複式簿記とかいう考え方そのものになじんでいないということが一番大きな問題であろうと思いますが、特に現在、実施をするモデルが大きく分けまして3つ出ておるようであります。

まず、基準モデルというものが調査会の方から出ておりますし、もう一つは、総務省が従来か

らもありましたけれども、今回新改定モデルというものが示されております。この2つにつきましては、総務省が推奨しておるというか、推薦しておるというのか、かなりこの方法はどうかということを市町村に示しておるんではなかろうかと思いますが、そのほか、自治体は東京都方式とかいう方式もあるそうでございます。この3つのうち、どれを採用しようとしておるのか財政担当課長が検討しておるということであるなら、どの程度検討を今までしてきたのかということを明らかにしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 渡邊財政課長。

財政課長(渡邊 義治君) 財政の渡邊です。議員御指摘の公会計制度でございますが、経緯に つきましては省略させていただきますけれども、平成23年度まで市町村が義務づけられており まして、本町におきましてもいち早くこの公会計の取り入れと公表を目指すということで、予算 措置もいただきながらシステムの改修そして資産の把握等々行いながら、既に準備は事務的には 始めております。

今御質問のありました方式ですけれども、本町におきましては、当初導入困難が予想されますが、基準モデルを採用していこうという考えで今事務を進めております。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 基準モデルをされるということになりますと非常にコスト、当初のコストですね、これはかなり高いんではないかと思います。しかも職員がほとんど、財政担当職員は存じておると思いますけれども、これが他の市町村の職員レベルでもかなり危惧しておるわけでありますから、本町職員の複式簿記等についての認識はどの程度研修その他をされておるのか。また計画、今からですから計画をされると思いますけれども、今度どのように、職員についての問題があると思いますけれども教育をされるのかについて教育担当の総務課長とそれから財政課長、どちらでも構いませんけれども、工程表を明かしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(渡邊 義治君) 財政渡邊です。今後の工程表はちょっと私の方でつくっておりませんけれども、現在までの取りかかりに係る研修ですけれども、これ全職員にかかわるということでも一概にないんですけれども、最低でも財政担当職員についてはある程度の知識が必要ということで、現在財政係の方から専任といいますか、主任を定めまして研修を行っております。研修と具体的に申しますと県の専門研修がございます。その専門研修会にこの夏に2回ほど派遣をして研修をさせております。今後ともこの専門研修については積極的に参加したいというふうに思っております。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 最終的には、あなたが言われるように基準モデルが一番、終局

はそうなると思いますけれどもコストが非常に高いと言われております。現在、決算統計とか現状の当町の状況から考えたときに、一番取り組みが可能ではなかろうかというのは私は総務省改訂方式が一番いいのではないかと。高度のことを当初からやられる、これは理想だろうと思うんですね。しかもいろいろ財政的に非常に厳しいということを言われておりますが、それだけの決意があるんかと。現在、一番取り組みやすいのは御存じのように私は、財政課長が一番詳しいですね。決算統計あたりからの関連を考えた場合に、当初の金ですねコストですね、これが非常に安いんじゃなかろうかと。あなたが言われるのはたしかに終局は、これが長い目で見たときにはこれが一番いいと思いますけれども、やはりそういうことを検討してきたのか。これは全庁的にせめて庁議の課長が何十回かこれについての比較検討委員会つくってやられたのかどうか。

ただ、町長は副町長ありまた渡邊課長に任せておると、これは一番危惧されるところで、これを聞きたかったわけなんです。職員がこの問題を自分の問題としてとらえていない、ほとんどそうと思うんです。声が全然聞こえてこないのが、そんなのが今度は始まるんですかというような、ほとんどの職員が態度なんです。私はやっぱ、この問題の終局の目的というのは、やっぱ中長期的な視点とか観点に立った適切な行財政運営の確保に努めると、これが目的で、首長と職員が一体となって行政とかの経営改革を進めるということであろうと思いますが、一番やっぱこの目的は、住民のやはり安心・安全にこの町で暮らすことができるということのためのやはり情報の公開に当たるわけですから、全部が住民の前に職員、200数十名の職員が全部やはりこの問題についての自分の問題としてやはり意識の改革をするための研修は全くやっとらんと。それで渡邊課長と元島係長ですか、こういうところだけで、ただ公表すればいいというものではないんではないかと。これからの職員研修のことについて、これは副町長よりも町長にこれからどう、町長としてどのように進めようとしておるのか、決意のほどをお願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この新しい会計制度でございますけど、通り一遍はやっぱり全職員は理解する必要はあろうかと思います。しかし、財政課担当職員になればより深く理解をしながら事務を進めなきゃいかんということで、我々も学生時代に少しは複式簿記は習っておりますけど、今、水道会計だけなんです複式簿記。これもうほんとの簡単な企業簿記なんです。だから本当に、まだこれよりも非常に複雑なこの役場のものを単式から複式に変えれば、非常にやっぱり複雑ないわゆる簿記になってこようと、このように考えます。また部局も違いますし。そういう形の中でいろんな形の困難が出てくると思いますけれども、通り一遍は全職員こういう会計制度になりますよということは、これは当然頭に入れながらやっていかないと、そのためにはやっぱり研修会やっていく必要があろうかと思います。しかし、担当になればそれ以上のものを頭の中に入れていただきながら事務をやってもらわなきゃならんというような形になりますので、実際23年

に始まるまでには何とか職員も理解をでき、そして担当職員にはなお一層の事務処理能力ができるように研修をやっていくと、これは必要だろうと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 私は危惧しておるのは、渡邊課長は担当責任者ですからわかっ ておるということで、当初から既に基準モデルを採用するんだと。これは町長が助役が3人で決 めたんですか、それとも、やはり庁内の課長クラスが何人か集まって、全部が一番いいわけです けれども、検討を数カ月でもずっとまだしていって、よその市町村調べたらやっとるわけですけ れども、もう任されとると、任したということに私は危険じゃないかなと。やはり検討した結果 基準モデルを採用するのなら、財政の面からもいろいろありますけれども、検討した結果基準モ デルに落ちつきましたというんなら私はすばらしいことだと思うんですけれども、一課長が全部 任された独断専行というところが私はちょっと危惧するんですけれども、これから、決めた以上 はそれに邁進していただきたいと思いますけれども、全職員にせめて 我々の時代は要求され なかったんですけれどもやはり公務員、 現在の公務員は非常に高度の試験に突破されて就職 されておりますので、我々と違うとは思いますけれども、これらの本を読んでみますと、大体簿 記3級程度のことにつきましては千葉の中央研修所、地方公務員の研修所がございますけれども、 そこで全く素人の人たちが20時間でほとんどマスターしたと、こういうような調査結果が出て おります。ここの職員はもうまれに見る優秀な職員ですから、皆さんは20時間ないし30時間 でできると思いますので、やはり研修をしっかりやっていただきたいと思います。したがって、 次に求めておりました研修計画書につきましてはもう割愛をいたします。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の職員配置というのは職員の派遣及び配置についてということなんでありますけれども、ちょうど私も4つの市町村を3日間で調査してまいったわけでありますけれども、その途中で時間があったんで広域でやっておりますね、県でやっております介護保険の豊築支部を訪れたんです。そのときに、椎田の職員が4名派遣されておるということがわかったんです。他の市町村のこと言いたくないんですけれども、うちが一番多いわけなんです。吉富町が2名ですか、新吉、大平が合併して上毛町ですが、この上毛町は3名の職員、うちが4名。肝心の豊前市が3名なんです。その3名のうちの内訳を調査すると、正職員が2名に嘱託職員が1名ということでありました。

それで、どうしてそういう結果になるんかなと非常に疑問に思っておりますが、従来から、うわさとしてはいろいろなことを聞いております。ただしかし先ほどの、午前中の最後の方で風評 云々ということで非常におしかりというか、何か注意もありますので風評の問題言いません。

この派遣の基準があいまいではないかと思うんです。それと派遣の技術職員、これは保健師な

んでありますけれども、これがちょっと派遣の中で、内容も派遣の内容もバランスがとれていないと。これは議長も議会議員でありまして、また町長も豊築支部の役員だろうと思いますし、また担当課長は監事か何かわかりませんけれどもそういうことで、こういう問題は熟知しておると思いますが、基準があるのかないのか、吉留課長かな、それか副町長でも町長でもいいんですけれども、その3名のだれでもいいんですが、わかっておる方が明らかにしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 介護保険への職員の派遣ですか、基本的には、発足当初それぞれの首長によって派遣人数決まっておりました。そして、その間豊前が退職なんかしてそのまま、築城町の職員が1名ずっとそのまま残っておるというふうな状況がある。しかし基本的には個々のいわゆる支部全部、給与が全部介護保険から支払いされておるというようなことで、人数の多少はあんまり僕は考えなくていいんではないかなというふうに。というのは築上町は派遣が3人であろうと2人であろうと負担金は同じ負担金なんです。そういう形の中で、3名か4名かというところでしょうけれども、3名にしても負担金は同じ4名にしても負担金は同じという形になるわけです。そうすれば、築上町からの1人たくさん向こうに職員がおるということは、私はそんなに悪いことではないと思っておりますし、豊前市は逆に職員が少ないというか社協からも派遣をしておるようです。社協の方から。そういう感覚もあるようでございますし、そしてプロパーの職員が、全部広域連合で雇った職員が大分おります。そういう形の中で派遣の人数の多少、全部がうちが占めれば問題があろうかと思いますけれど、その範囲であると。

そしてこの前、一昨年ですか、包括支援センターですか、これができたときも、このときは協議を行いまして、築上町から保健師を1名派遣しようというようなことで同意をした経過もございますけれども、以前の分は当初の、何といいますかそれぞれの支部の中で話し合いをしながら決めていって、たしか豊前が1名少なくてうちが1名多いと、築上町が1名多いというような、当初の発足当時よりですね、そういう状況になってますけれども、いわゆる負担的には築上町がたくさん負担全くしてないというようなことで、私はそれでもいいんじゃないかなという感覚を持っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 私の質問は明確な基準があるのかないのかと。やはり明確な基準がないと公平じゃないじゃないかということなんです。今答弁された内容につきましては、担当課長からも豊前の方から、 これは課長ですけれども、今言われたようなことについては吉留課長かな、そういうのもあんたが言われるようなことは聞いております。しかしやはり私は派

遺職員の内容につきましては、特に、介護の関係であえて保健師をたくさん派遣する必要があるのかと、それなんです。

で、確かに高額な職員を向こうに張りつけますと、財政的にはうちの人件費が安くなっていいじゃないかというような御答弁のようでありますけれども、私はやはり、職員の内容があると思うんです。それでいいというのなら介護保険、これは短期で解消するわけじゃありませんから、長期的には前例があるわけでありますけれども、水道企業団あたりも既に新しく向こうで職員を採用して育てよるというような実態がありますので、やはりどうするのかも、議長ひっくるめて出ておるわけでありますけれど、豊築の支部の運営についてもやはりどうするかを検討していただきたいと、これは要望でありますけれども、やはり保健師をたくさんやると。保健師はうちに帰ってどんどん仕事をさせたらいいと思うんです。

やはり、当初から言われるのは、やはり保険料とかいろんなものが今までは従前の答弁の中には、保健師を入れてやはり保険料の内容は何か下がっていくようなそのためにこういうこと、予防医学で下げていくという目標があると、これいつも答弁されておりますけれども、そうすると、うちの方の保健医療関係の職員を派遣しないで、こっちで築上町で一生懸命させていただいて、医療費が下がるように努力していただきたいと。そのためにはやはり、一般職員の派遣はいいんですけれども、保健師につきましては、できるだけ減すような努力をしていただきたい。派遣職員ですよ。こういうことを目標にしていただきたいと。これ以上言ってもここですぐできないと思いますけれども。

アンバランスという例えに、豊前市の方が4月の人事異動があって7月に人事異動があって、 なおこの数が全然変わらないと、豊前市の主導過ぎると。また、町長も遠慮しとると。やはり言 うべきことは言って、やはり派遣職員を減していただきたいと、これは要望です。お願いしてお きます。

3番目の質問を行います。

町立図書館、小中学校の図書室というんですか図書館と言うんですか、この現状についてお尋ねをいたします。

国は、多分2007年度から始まったんですか、5カ年で交付税措置として1,000億円市町村に交付しますよと、学校ですね。公立の図書館ちょっと除外しておきますけれども。小中学校の学力向上のために交付税措置が1,000億、年度にしますと各年度に割り当てますと単純計算で200億ずつ財政措置をしておると。この中で文部省ですか、毎年10月ぐらいに、国の基準がございますけれども、この基準にどのような蔵書をやっているか、充足率を達成度を調査をされておると。国の基準に対して本町の各学校の達成度を明らかにしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 御質問にお答えをいたします。小中学校の公立の小中学校の図書購入費というのが、今議員さんおっしゃったとおり5カ年計画で文科省が昨年度から交付税という形で交付するようになりまして、1年目は200億を各市町村に交付されたわけでございます。これがあと4年間続くということになりますから、恐らく毎年200億円の図書購入費としての予算が交付されるということになります。

本町では、今おっしゃったとおり10月に学校図書の整備状況を調査しておりますが、これ基準がありまして、小学校図書の基準が本町の場合、8校の小学校で基準に合わせますと4万5,040冊というのが基準でございますが、現在は3万9,631冊で、その達成率は88%であります。中学校の場合は1万8,640冊が基準でございますが、それに対して1万411冊いうのが現状でして、55.9%です。小学校に比べて中学校の図書が非常に不足しているということが言えるんではないかと思います。

以上でよろしゅうございましょうか。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) これ状況についてはわかりましたけれども、教育委員会としてこの達成をいつにしようとしておるのか。財政の方は、これ罰則規定がありませんので、どこにお金を張りつけしても一つも構いません。そういう状況でありますから、教育委員会がまず達成する年度を明かしていただきたいと思いますし、それに向けて我々は、町長にやはり財政当局にこれ以上に内容をアップしていただきたいということでありますが、町長、これが中学が非常に率が低いんですよね。ですから、これについてどのような所見を持っておるのか、あなたの意見を伺いたい。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 学校の中の図書の多い少ないというのは私もきょう初めてですけれども、よその学校に比べれば少なければ少しずつでも多くしていく予算はつけたいと、このように思っております。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 町長も消極的な前向きなようなちょっとこうわからんような、 ぜひとも決意を新たにして、教育長と連携しながら、文化香る何かすばらしい計画を立てており ますので、一日も早くクリアするように決意していただきたいと思います。

次に最後の質問に移ります。

最後の質問は公共事業の入札制度改革ということであります。かねて、国の方もかねて指名競争入札というのは談合の温床であると、公取委もかなり摘発をしてまいった、強固な姿勢を出し

ておるようでありますけれども、町長、いつから一般競争入札を導入するのかと。これ非常に抵抗もあると思いますけれども、すべてと言っておるのではありません。やはり、かなり高度な技術が要るものであるとか、金額の一定の金額もどのくらいというのは、私は私見がありますけれども執行部はどのような年度と内容を、概況でも構いません。余り詳細なことを言いますと余り、町長も言いづらいというところがあると思いますけれども、何年度にどのくらい、おおよその金額ぐらいからだけは工事につきましては一般競争入札を導入してみたいというような考え方あるのか。もう全く他の市町村がやろうとうちはあくまでも現行でいくんだというのかどうか、そういうところを明らかにしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 指名競争入札と一般競争入札ということで、指名競争入札によっては本当に迅速な形でいわゆる契約ができるという形になって、従前までずっとやってきておりました。その間、やはり談合問題が非常にクローズアップされてきたということで、請負比率が98%とか95%とか、そういう高額な形であれば談合疑わしきというふうな形でございました。しかし、これもさりとて証拠もないというようなことからずっと継続されてきておったようでございますけれども、最近の指名競争入札、これによってはもう今70%それから80%というふうな形のいわゆる請負率といいますか、そういう形で落札がされておるようでございますし、こうなれば談合はないんかなという、これも一つの感覚だけでございますけれども、そんな感じでとらえておるところでございます。

世の中は大体一般競争入札という動き方で来ておりますが、これも、じゃあこれをしようとしたら非常に事務量に手数がかかるということがございます。一応、公告をしてから公募期間を決めてやっていかなければいけないということと、そして、これをやったから、 先ほど行橋の例がございましたけれども、あれは公募したんですかね最初に。公募をして申し込みのあったところを指名したら、今度は逆に辞退が出てきてしまったというようなことで、最終的に1社入札になったとか、何かそういう状況も、これは行橋それから吉富にもたしかあったんじゃないかなと思いますけど、非常にこれについても考えざるを得ないような結果も出てきておるというようなことで。

今回、うちが指名競争入札をしたわけです。その中でも非常に辞退が多くなってきたというようなことで、これ今憂慮してます。どうしようかということで非常に憂慮しておるわけでございますけれども、指名でも辞退が多くなってきたというふうなことから、これはどうしたもんかというような感覚もあるわけでございますけど、とにかくやっぱり、一般競争入札でするという形になれば今額はどれぐらいかという質問でございましたけれども、1億円を超えるぐらいからかなという感覚は持っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(16番 中島 英夫君) 現在の経済状況というか実施の時期というのがちょっと厳しいような状況の時期であろうと思うんです。一番やりやすいときに実施すればよかったけれども、ちゅうちょしているうちに、 私はそう言うんですけれども、町長の方は慎重に検討を積み重ねてきておったということであろうと思いますが、やはり時代のこういう状況からして、やはりそういう方向はやるべきであろうと私はこう思います。

そして、今度の15社中1社というようなこともちまたには聞いておりますけれども、やはりちょうど時期が悪いなと、鉄工関係なんちゅうのはもう厳しい、単価が改正が追いつかんというような状況ですから、時期を見て、あなたの任期中にやはりどうしても1回やってみて、いろいろ弊害が出ればその時点で再検討して、いい方法に持っていきゃいいんで、全く手をこまねいて難しいよ難しいよと、建設業界の状況ばっかしを見ながらいれば、いつまでもできないと思うんですね。やはり1回やってみて、問題点があればまた小休止でもいいじゃないですか。そしてまたいい方向を見つけていただきたい。それが、住民はやはり願っておると思うんですよ。一部の人たちじゃない全住民からすれば、これに反対というのは少ないだろうと思うんです。で、やはり1回勇気を持って1回やってみて、問題点があれば小休止してまた考えたらいいんじゃないだろうか、そういう気持ちがするんで、ぜひとも将来的にやるんだ、将来と言っても近い将来やるんだということを目標に努力していただきたいと思います。これはお願いをしておきます。

以上をもって質問を終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

.....

議長(成吉 暲奎君) それでは、5番目に、14番、武道修司議員。

議員(14番 武道 修司君) 通告に基づいて質問をしたいと思います。きょうは3点お聞き したいというふうに思ってます。

まず最初に住民健診の件でお聞きしたいというふうに思います。

住民健診で、今9月、10月に住民健診がずっと行われているわけなんですが、74歳までの方が対象で健診をすると。75歳以上の方は後期高齢者の健康診断の方で指定の病院等で診査をするというふうになってます。ちょっと言葉で言うとちょっとわかりにくいんで、ちょっと頭の中でイメージしてもらいたいんですが、現時点、例えばきょう9月の11日ですか、この9月の段階で誕生日が来てる人、75歳の誕生日が来てる人は後期高齢者の健康診断に行けるんです。ところが11月とか12月、場合によっては2月、3月の方が誕生日が来る、そのときに75歳になる方は、その年度に75歳になるんで国民健康保険で今やられてる住民健診については対象

外になってるという話を聞いたわけです。で、なぜ住民健診が受けられないのか。それと、そういうような話を聞いてますが、それが事実かどうかをまず確認をしたいと思いますので、担当課長の方に回答をお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

住民課長(遠久 隆生君) 住民課の遠久です。ただいまの武道議員の質問にお答えさせていただきます。

年度内、来年の3月末までに75歳になられる方は後期高齢者医療に該当します。武道議員も御承知のとおり、今年度から特定健診はそれぞれの保険者が実施するということが義務づけられております。該当者には9月以降というか町の健診が終わった後の誕生日迎えられる方は後期高齢者となりますので、県の広域連合の方から御本人に誕生日の月初めに健診の通知があります。それで、県内の指定医療機関で個別健診を受診していただくようになります。この方々を町の健診の対象としますと、御本人に通知が2度行くような形になります。そして両方とも受診するという混乱が懸念されております。

それで、確かに武道議員の御指摘のとおり、1月から3月生まれの方は年度内に健診を受けられる期間が短期間となるため、ほかの方々との不均衡が生じます。県の後期高齢者医療広域連合の方もただいま集団健診や介護予防健診の調整などの健診のあり方につきまして市町村の意向調査を行っております。それで、来年度以降の対応につきましては、広域連合の方も検討しておりますし、町の方も広域連合の検討状況を見守りながら、町としての問題点も踏まえながら、来年度以降の対応を検討していきたいと、前向きに検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 事実の確認をまず私はさせてもらったんですが、その回答までいただいて、来年度の方針までも話していただいたんですが。それで、ここでやっぱ大きな問題が発生するというふうに私思うんです。何が問題なのかというと、まず、9月、10月に今まで健診を受けられた方々が、全員じゃありませんけど、3月生まれの方は、例えば3月の31日の誕生日の方は3月の頭に後期高齢者の健康保険証が届くと。それを持って健診に行けばいいということなんですが、約半年間ずれる。そしたら半年間ずれると、早目に病気がわかってたのが半年後になったせいで見逃すということも当然あると思うんです。それと、健康保険税はその方は来年、来年というかその翌年の3月31日まで健康保険税という税金を納めて、健康保険料払ってるんです。ということになると、健康保険税を払った人は健康保険組合のやってる事業に対しては権利があるはず。その権利を町の方が剥奪をするという行為ができるのかどうなのかという問題。権利がある以上はその方が受けるということになると、それを受けちゃいけませんという

ことが言えないんじゃないかなというふうに私は思うんですが、課長でも町長でも副町長でも構いません。その点について意見をお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には私は、被保険者であれば被保険者の期間中は私は受けてもいいということで、今課長が言ったのはことし始まったばっかりでそういう制度にしているけど、矛盾が出てきております。そういう形の中では私は国保の健診を受けて、そして後期高齢者に変わったときはもう1年間後期高齢者が年度末までは通知しないとか、そういう連絡をし合えば私はそれでいいんじゃないかなと思いますので、今、決めておるのは受けられないという形で課長言ってますので、今後検討しながら、早急に連合と打ち合わせもしていかなきゃいかんと思いますし。それと保険税は月割になります。3月31日までじゃなくて、移った月までが国保になって、それから月割という形で、一応納めておれば還付金を保険税します。そういう制度になっております。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 例えば1月の方であれば2月、3月返ってくる。それは当たり前なんです。だから3月の人は3月なんでもう返さないんです。ただ3月までの権利をその人は持ってるんで、その人を受けさせない、健康診断受けさせないというその権利を剥奪するというのは問題があるんじゃないですかっていうのと、現時点が健康保険組合の被保険者、被保険者の人が私は健康診断受けたいといってきたのに、受けちゃいけません、受けられませんということを、拒否するということ自体が今町長言われたようにそれはやっぱ問題があると思うんです。

で、うちの町だけのこれ問題じゃなくて、福岡県下というか全国的にもやっぱりこういうような問題は発生しているんだろうと思います。で、ただ私が聞いた範囲でいくと、その対応をしてる町村もあるみたいです。そういうふうな対応をできる町村もあるんで、全国とか福岡県全体に足並みをそろえなければいけないということじゃなくて、うちの町独自というか早急にその対応をやって、やっぱり一日も早い健診を受けられるようにして、住民の生命を守るという観点と、健康保険自体の保険税自体の負担というか会計の負担を少しでも少なくするように対応するべきではないかというふうに考えてますんで、先ほど町長も前向きに検討するということだし、課長の方もそういうような方向性で動いているということなんで、早い段階でその対応をぜひともお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

小中学校の再編についてということで、ことしの3月に平成20年度というか長期・中期・短期のを含めて計画を教育長にお聞きしたところですが、そのときに中学校の再編というか統合問題で検討委員会を早い段階で、新年度に入ったら早急につくると、すぐにでも検討に入るという

ふうに言われてたわけなんですが、当然議会でその発言を教育長がされれば、その担当部局が早 急に動くというふうに考えてるわけなんですが、担当の教育部局の方はどのように動いているの か、現在どのような段階までなっているのかを教育課長の方にお答えいただきたいというふうに 思います。

議長(成吉 暲奎君) 教育課長。

学校教育課長(中村 一治君) 学校教育課の中村でございます。今の質問についてお答えいたします。

今年度に入りまして、4月の教育委員会、それから6月の教育委員会におきまして、築上町の学校適正化検討委員会の設置についてということで議案に上げまして、3回の教育委員会で論議をしてもらいました。最終が7月の13日に築上町の学校適正化検討委員会の設置要綱ということで設置要綱を設置いたしたところでございます。その以降につきましては、8月にかけまして、団体からの委員さんの推薦、それから委員さんの承諾書等をとりながら、現在9月の末に向けまして準備を第1回目の開催を9月中に行うということで、9月の末日になろうかと思いますけども検討委員会を開くということで準備をしているところでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 4月、6月、7月と準備を進めていって、8月に委員を選出していただいて、9月末にはということみたいなんですが、3月に話をし、4月早急にというふうに話してた内容が実際もう半年をたつ状況の中でですね、まだ1回目の会議も開けてない。で、ちょっとこれは余りにも遅いというか、今話を聞くと当たり前のように言われてましたが、こんなに遅くて私はどうなのかなと思いますが、教育長の考え方を教えていただきたいと思います。議長(成吉 暲奎君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 確かに言われれば、またそんな感じもしますけれども、こういう問題については時間をせっついてですね、何日まで何時間内に、何日までにというようなことではなくて、やはりメンバーの選定から御本人の承諾を得るまでにはやっぱりかなりの時間もかかるわけでございますし、時間をじっくりかけて取り組むというのはそう間違っていないんではないかと、私はそう考えております。だから慎重にやっぱり行くべきであるというのが基本的な考え方です。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 協議はですね、やはり慎重にやらないといけないだろうし、特に教育現場ですから、小学校、中学校ですね、中学校だけの問題だけじゃなくて小学校も幅広げてということみたいですけど、協議は内容についてはじっくりと時間をかけてというか、いろん

な討議の中でですね、いろんな意見を聞きながらやっぱりやっていかなきゃいけないというのはわかるんです。その前の準備がですね、このようにおくれたら、あとの協議がどうなるのかという不安なんですよ。じっくりするのはいいんです。じっくりするのはいいんですけど、時間かけ過ぎてですね、今の子供たちが10年後、10年後にはですね、今の小学校、中学校がどういう体制になっているのかということを考えたときに、早い段階で準備をしていかなければですね、私はまず間に合わないと思ってるんです。

まず中学校にしてもですね、今の椎田、築城の生徒数が単純に 半分にまではならないでしょうけど3分の2近くにはなると思うんです。小学生にしてもしかるべきだろう。特に何年か後にはですね、1年生がかなり減るという話もあります。実際今から引っ越してきたりとか、いろんなことがあればですね、住宅施策とかあれば話は変わってくるかと思いますが、今の現状を考えるとかなり厳しい状況が現状としてあるわけです。それを踏まえて協議をするのに5年も10年もかけちゃ間に合わないんです。5年、10年後にはもう既に実施して、その体制の中で動かなければいけない。で、合併をしてもう既に3年がたち、残り、例えばその事業をするにしてもですね、どういうふうな資金体制というか予算を使うかという問題もあります。もし万が一合併特例債を使うんであれば、10年以内の事業じゃないと、この合併特例債という対応ができないんです。残り7年なんです。残り7年の中でその対応をするということになると、そんなに時間的な余裕もないはずなんです。だから早い段階でというのが教育長の考え方でもあったんだろうと思うんです。

で、厚生文教の平野委員長も常に顔を見ればどうなってるか、どうなってるかということを言ってきたということなんですが、4月から6月、7月、この段階でですね、もっと早く私はできてたんじゃないかと思うんです。で、本来ならですね、もう既に協議は入っておって、今から時間をじっくりかけて内容を十分にしていくということにしていかないと、特に教育という現場は早い対応をしていかないと時代はどんどんどんどん変わっていってるんです。子供の対応に間に合わなくなっていってしまうんです。どうも行政的な感覚でやっていくと教育現場というのは私は難しいんじゃないかなと思ってるんです。それで今あえてこの苦言を言ってるんです。

で、今後その十分な検討も大切でしょうけど、内容もやはり煮詰めながら、ただ単に時間をかければいいという考え方じゃなくてですね、やはり十分な協議をしていきながら、早い対応、すばやい対応、で、手を抜かない、そういうような対応をぜひともお願いをしたいというように思ってるんですが、その点について教育長、考え方をよろしくお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 御指摘の点はよくわかりますので、今後スピーディーに内容を充実させた内容で取り組んでいきたいというように考えます。考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) とにかく子供たちの問題なんで、将来を担う築上町の人材育成 という観点から考えてもですね、十分な検討をお願いをしたいというふうに思います。

次に、最後の質問なんですが、寺渡橋という橋があります。場所はですね、この役場から宇留津の方に向かっていって上田病院を過ぎて最初の橋になります。で、その橋が今どういうふうな状況かというと、町長も毎日朝帰りと通られると思いますんで、大体状況がですね、どういうふうな状況かということもわかってるだろうし、この道路を通られた方もかなりおられるんじゃないかなというふうに思います。で、今この写真にあるようにですね、歩道を2年前、3年前ですかね、つくってます。で、この歩道の横に赤いポールがついてですね、現実的には車道が狭くなってる。で、これはなぜこういうふうになったかというと、西高塚、東高塚、それと宇留津の自治会からの要望で、多分これ町の方に要望が出てですね、その町の方から県の方に要望を出して、橋の横に側道をつくってほしいと。橋の中じゃなくてですね、横に別に突き出して歩道をつくってほしい、そうしないとここは中学校の通学路でもあるし、歩行される方も多い。事故の危険性がすごく高いということでそのような要望がかなり前から出てて、現実的には二、三年前にこういうような歩道ができた。

ところが今までの車道が狭くなったと。今まで通られたところが通られなくなるというか、当たり前に通れたところが狭くなって通りにくくなる。今の道路情勢の中で、道路が通りにくくなったとか、通れなくなったとかいう話はないと思います。通りやすくなったとか広くなったという話はよく聞くんですけどね。道が悪かったところがよくなったとかいう話は聞くんですけど、前の状況よりも悪くなったという話は余り聞いたことないんですが、毎日ここ町長も通られると思いますんで、ここは町の管轄じゃありません、これは県の管轄になるんですけどね、その点について、町長自身毎日通られると思うんですけど、どういうふうに思っているかお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは町を通じてですね、やはり歩道設置ということで先ほど武道議員が言ったように横に出してほしいと、張り出しの歩道というのが10号線の高塚の橋がございますが、あれやっぱり張り出した歩道をつくってもらっておるんですね。ああいう形でしてほしいという要望しとるけど、とりあえず、まあ歩行者と自転車の通行の皆さんに危なくないようにということでポールを立てましたというのが豊前土木事務所の言い分です。とりあえずという。「そんなら早く何とかしてくれ」、「ちょっとお金がございません」というのが今の現実ですけれども、今般、毎年管内巡視というのがあります。その中でもぜひ何とか早くやってほしいとい

う要望をしておりますし、できれば来年、再来年あたりぐらいに予算がつけばいいがなと思ってるんですけど、もう口を酸っぱくですね、土木事務所のその管内巡視のときに絶対ここだという話はしておりますし、先ほどどなたかの質問でございましたか、首藤議員ですかね、いわゆる県道の求菩堤椎田線ですか、これも手つかずで名前だけあってどうもならんじゃないかと。名前は求菩堤椎田線ですけど、うさぎ道しかないんですね。だからどうもならんじゃないかということで、それと築城地区の交差点改良とかいろんなところを毎年要望してきて、なかなかようやく少しその気になったんじゃないかなと。

というのはこの前ですね、ポールができたとき、私も離合するとき、ちょびっとだけ塗料をはがすような橋の欄干に車こすってちょっと文句も言ったことがありますけどですね、そういうことで非常に車の人には不便というか、待たなければいけないと。大きいのが来とったら、片一方どっちかが遠慮して待たなきゃいかんという状況も出てきておりますし、お互い譲らないときは本当もうぎりぎりでですね、これはもう本当接触で自分の車が橋にこするか、車に、相手の車にこするかというふうな状況もございますんで、非常に強くこの要望はやってきております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 今車道のですね、車の通行だけの観点で町長言われてましたが、よくこのポールを倒してるんです。このポールが倒れるというのはどういうふうな状況かというと、車が引っ掛ける。たまたま人が通ってなかったからけがをしてないんですけどね、もし人が通ってこれのポールが当たったときはどうなってたかというやっぱ怖さというかもあるし、倒れた後、無造作にこれ転がってるんですよ、よく。その転がってるところに自転車でもぽんと乗っかったとき、自転車がこけるというリスクもありますんで、これは車だけの問題じゃなくて、通る人たちにもちょっとリスクがかなり高くなっている状況ではないかなというふうに思ってます。

で、そういうふうな観点から考えても、県道だから町は関係ないという考えじゃなくて、今町 長がほかのところもというふうに言われてましたが、あくまでもこちらというか、うちの町でで すね、マイナス要素はあることなんで、早い段階で対応をお願いをしたいということと、副町長 もなんかこううわさというか、お話の中でですね、県の方にもちょっと話をしてるという話を聞 いたことがありますんで、県の方とどこまでの話ができてるのかがあれば副町長、回答をお願い いたします。

議長(成吉 暲奎君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 今自治会からの要望の経過は省略いたします。昨年要望をした中で、 この橋は昭和42年竣工でかなり古くなってる。今議論の中でカーブがあって見えにくい、ポー ルの位置等々安全対策面について県の方においては憂慮するべきところがあるというような中で、 今県の方としては橋梁改修、高欄といいますか、そういう部分を含めて安全対策を検討してるというような回答でございました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 町長、副町長、県の方に強い要望で一日も住民の人たちにその 危険性から守るという観点から県の方との協議を進めていっていただきたいというように思いま すんで、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

それでは、ここで10分間休憩をとります。再開はですね、15分からいたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時15分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは再開いたします。

次に6番目に、8番、西口周治議員。

議員(8番 西口 周治君) 通告に基づきまして質疑をさせていただきたいと思います。

|愛椎の館につきましては、6月議会のときに質疑を上げましたが、担当課長が代わったばっか りということで、何もわからない状態の中では答弁ができませんでしたので、改めて資料として いただいております。決して今されている方たちを悪いとかどうのこうのとかいう気持ちは全く ありません。そして、反対に私はあそこがあいて非常に喜んでいる一人の人間でございまして、 きょうの昼も食事に行ってまいりました。で、何が問題かなというと、私その間何度も何度もあ そこがいつあくんですかということを元の産業課長並びに副町長とかにも聞いておりました。そ うすれば、資料によりますと、公募は昨年の12月3日から10日までの間に行い、使用期間が 平成20年の1月から3月31日までの間の人を募集しているということで出ております。そし て、私が聞いたのは1月ぐらいに決まりましたかと言うたら、はい、借り受けられる方、決まり ました、じゃあ3月ぐらいまでにはできるかなと楽しみにしておりました。そしたら全然できな くて、3月の議会のときに途中で聞いたら、今ちょっとまだはっきりと決まってないからという ふうな話をしておりましたが、そして6月には、この6月、7月ぐらいにはオープンできますと いうことで、今ままでの経緯を見ておるので、その中間がですね、余りにもずさんなというか、 役場の職員さんというか、役場体制がこういうものでいいのかと、使用対策におきましても 12月に決定して契約交わしたのが4月と。で、4月から始めて家賃等にも発生しているという ふうな状況になっておりますが、その間の1、2、3月の使用期間ということで募集して、それ

から更新をしましょうというんであれば、私もそれは当たり前だなと。業務としては当たり前だ ろうと思っておりますが、その間のそういうふうなやり方に対して、担当課長並びに町長はどう いうふうにお考えかを聞きたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。愛椎の館については、今議員さんがおっしゃったように12月に募集をしたんですけれども、応募が2つの団体からありまして、聞き取り調査をした結果、1つの団体が資金力、集客力、それから活性化センターとしての拠点づくりを考えているとか、地場産の農産物の利用を考えているという理由で1つの団体に決定したようでございます。その後、具体的な利用方法がなかなか出てきませんで、結果的に4月からの使用というふうになったと聞いております。

で、4月に契約をいたしまして、今年の6月28日にプレオープンしまして、正式なオープン は8月までずれ込んでしまったんですけども、使用料につきましては4月から徴収するというこ とで、今現在7月分まで入金が確認されております。できるだけ皆さんにこのレストランを有効 に使っていただいて、またコミュニティー広場としても町の巡回バスの待合所としても開放して おりますので、今後とも町内外の方に気軽に利用していただきたいと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 担当課長も途中で変わったんですからわからないと思うんですが、町長としてはですね、やはりこの空白期間というのが、行政のあり方というのは、そういう空白期間というのをどんどんどんどんでしまっていけば、1年間でも空白期間になるんですよね。これもうちょっと待ってください、もうちょっと待ってくださいでね、すべてがとり行われるようであれば、こういうふうな募集するとかそういうのも全然意味なくなってしまうと思うんですよね。あくまでもこの私は募集して、この1月から3月31日までの契約はしますよと。ということは、1月1日から3月31日までの貸し期間はスタートしますよと。そして、改めて4月1日から新たに年度がかわりますから更新しますよというんであれば、何らおかしいことはないと思います。でもその間ずるずると何をするかわからん、申し込んだ時点では何をしますというふうにかちっと言ってるはずなんですよね。で、それも決定して、町からもいいですよというふうな決定がおりていって、その後何もできない状態のままずるずるとして、もしこれが半年以上そういうふうな状態が続くようであればね、これもう行政の怠慢としか言いようがないんですよね。その辺に関しましてはどう思いますか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私も一応椎田の夢会議というところが借りるということで産業課の方から決裁参りましたんでオーケーと、夢会議、いろんなボランティア活動もやってもらっておりま

すし、その一環という一つの考え方でですね、あそこを貸してもらえれば、会員の方が営業して、そして待合室としていわゆるコミュニティーバスの待合室って夢会議もちゃんといす等そろえて、だれでも自由に待っていただけるようにしますというふうなことで当時の計画、それで当初はたしかうどん屋さんをするような計画だったと思いますけれども、まあなかなか進まなかったという現状もあって、私も再三、会長の方に早くやらんか、やらんかということで、再三、夢会議の会長さんに督促をしまして、ようやく7月、6月の終わりぐらいですかね、一応決まりましたということで、準備をということで、7月に1回だけオープニングセレモニーをやっております。そして、実質は8月から営業というようなことで、これで一安心したという状況でございまして、あそこはやはり赤字にならんように皆さん、おいしいものをつくってどんどん口コミでもふえるようにしてくださいよというようなことで、今お願いしているところでございますし、ちょっと空白があったというのは私もちょっと遺憾に思っておりますけれどもですね、今後夢会議が町政に参画しながらそういうひとつの愛椎の館の中で活動してもらうということを希望しておりますし、ちょっと悪かった点はちょっとおことわり申し上げたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) やはり空白というのをつくるべきじゃないと私も思ってますし、 やはりそういうのは行政の指導のもとでね、すべて行っていかないと、いいよいいよの中でやっ ていったら何もかにもがいいよいいよだけでなってしまいます。ですので、これからまたこうい うふうな使用貸借等が始まったときには、やはりこれに準じたことで執行していっていただきた いと思います。

続きまして、補助金交付金についてなんですが、各団体や自治会等の交付金や補助金等がございますけれども、支給はどのようになっているのかと、国庫金、国からの交付金だったら分割支給みたいな格好でやってきておりますけれども、各自治会に対する交付金、また各種団体に対する交付金の支給状況をちょっと知らせ、知らせてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。財政課長。

財政課長(渡邊 義治君) 財政の渡邊でございます。町補助金の交付につきましては、町補助金交付規則がございます。この規則に基づいて処理しているわけですけれども、この規則は補助金、交付金等の申請から最終的な確定額まで、あわせて精算ですね、これの一連の手続を定め、この規則が定められております。現在各種補助交付金というのはかなりの数あるんですけれども、それぞれの補助金にそれぞれの交付要綱というものを策定しておりまして、その詳細についてはその交付要綱に基づいて基準を定めて、手続は補助金交付規則にのっとりさせていただいております。あといろいろ手続はあるんですけど、まず交付申請に始まりまして、それから審査が行い、それから交付決定、で、事業、交付決定を行いまして、実際、補助金の交付、それから事業終了

いたしましたら補助金の実績報告書の提出、そしてさらに審査を経て補助金の確定と。それであ わせまして精算等を行っております。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 交付金、この前草刈り等環境美化の交付金ですかね、あれもあって実績というふうなことを申しておったように思われます。で、実績払いとすれば、やって写真等ほかに、それこそ今言われたものを全部そろえて出して、それから実績後支払いというふうなことになるわけですかね。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(渡邊 義治君) 財政の渡邊です。実績払いが通例でございますが、一応本町の財務規則、それから補助金交付規則上は、事業完了前においてもいわゆる前払いといいますか が可能なケースもございます。それで、この場合は一応確定しておりませんので、概算払いということで交付決定、交付をしております。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 概算払いというのは全額ですかね、その求められる金額の。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(渡邊 義治君) 大きな金額になりますとですね、もう2分の1交付とかそういう条件のもとを交付させていただいてますが、ケース・バイ・ケースになりますけども、少額であれば、一応交付申請が出て、それにあわせまして交付決定した額ということで全額の場合もございます。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) いろいろ補助金、交付金というのは公的お金ですので、支払った場合ですね、あと実績支給であれば精算も簡単だろうと思います。でも実績前、前払いでした後、 実績報告がどのように行われているかというのをやはりある程度精査をしていただいて交付と決めていただきたいと、かように思いますが、いかがですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(渡邊 義治君) 御指摘のとおりだと思います。特に補助金等につきましては、その透明性とか使途というのがものすごく問われるということで、町の集中改革プランにおいても、その透明化と適正化を図るという観点で、いろいろ基準を設けまして審査を行っております。で、実績において、当然補助対象外経費等が生じましたら、その分は補助金から控除させていただいて、最終的には精算、返還をお願いをしているところです。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 透明な関係を持っていただきたいと思っております。

では続きまして、ついきプロヴァンスについてということで、これはかなり突っ込んだところまで聞いていただきましたので、私の方としてはですね、まずメタセの杜を運営しておりますので、ついきプロヴァンスとしてメタセの杜、あれだけ新聞等で叩かれまして、非常に信用を失墜していると思われます。そして他地区の道の駅の駅長さんたちとか関係者とかの人たちもやはり1カ所がそういうふうな事故が出れば、自分たちにも影響を及ぼしてくると、そして1カ所が悪くなれば、自分たちも必然的に悪くなると。そうなれば困るから、やはり築城のメタセの杜はもう今までどおりに売り上げを上げていってもらいたいと。そして相乗効果で自分たちも今まで培ってきた分をもっともっと相乗効果の中でこの京築地域を浮上させていきたいというふうな話が出ておりました。で、町長は当然ながら株主としての意見しか言えないと、先ほども言われておりましたが、副町長に関しましては、一応役員と取締役の中に入っておりますので、これからのですね、改革プランと言いますか、今の状況は余り私としてはあれだけ叩かれればいい状況じゃないと思っておりますが、どのような方法でやっていくのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

あとは新聞等に出ておりました店長が退職させられましたとか、あとは取締役の方が3カ月間 給料を減らしました、そういうのは結構でございますけれども、その他のこれから先のメタセの 杜のあり方というのをお聞かせ願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 会社の運営のことの答弁と取締役としてと副社長、いろいろかかわりあいがあるんですけど、今現状の方向としては、新聞で出ましたように14日に指示書が、県の農産物安全課の方から指示書が出まして、16日まで改善報告書を提出するという形になっております。その中で午前中の岡田議員さんの質問の内容にありましたように、私がきつく企業コンプライアンスを指導、叱ったというような内容の発言がありましたけど、そういうまさしく今現状のあり方としては、この株式会社ついきプロヴァンスは、税金と言いますか、町税が、税が投入された株式会社であることと、それについて取締役、従業員一同がそのことをやっぱり認識をしてほしいということは、すなわちその民間企業以下であっても悪いと。民間企業以上の管理運営をしなさいというのが県の方向づけと、そういう指導も受けたところです。

そのような中で、今根拠規定は会社法でございますけども、あと商品を販売をする上においては、新聞にありましたようにJAS法、計量法、食品衛生法、Re:法、リサイクル法等々のやっぱり食品販売に関しての法律というのをやはり遵守しなければなりません。

それともう一つは、従業員にも言ったんですけど、疑義があった場合はいろんな機関があります。保健所、農林事務所、国の農政事務所、それと近隣の道の駅ですか、そういうところについて、素直に疑問があったら質問をして、わからないところはわかるまで聞いて、食品の安全につ

いて知識を持ったところで仕事をしてほしいということはきちんと言っております。産地表示、 品質表示、賞味期限等々細かい部分はありますけど、やはり法令遵守、倫理、マナー等を守って、 商売という言葉はどうなんですけども、そういうことで営業をしてほしいということは指導はし て、今そういうことを含めて改善報告書を作成しております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 運営法人と次の役員の状況まで入っていきたいと思いますけれども、役員さん先ほど岡田議員さんから名前を名指しで出ておりましたけれども、先ほど言いました新聞報道の手前の話の中で、議事録、テープを自分は聞いたというふうな話を聞いておりますし、これは取締役会の議事録のテープだと思いますが、その中の取締役会自体がそういうふうな状況をするということは、会社自体の背任行為だと私は思うんですよね。会社を売るというふうな状況の取締役会というのは何だろうなと。会社を守るのが取締役会じゃないかなと思いますけれども、会社をそういうふうな公共的な新聞等にリークし、売ってしまうと。そしてなおかつ解体はしていませんけれども、やはり問題化させるというのは非常によろしくないだろうと。公表するなとは私は言いませんけれども、そういうのがあれば内部告発した場合は内部告発した人を守るという法律もございますし、そういうのはわかるんですけれども、取締役会の方からそういうふうな状況になるということ自体はどう考えても私は会社としてはおかしいことじゃないだろうかと思います。その辺に関しましてはどう思われますか。

議長(成吉 暲奎君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほど答弁の中で、会社法371条で、株主、債権者等は営業時間内に閲覧請求することができるという条文があります。ただし、それについては正当な理由があって、裁判所の許可を得てというただし書きがございます。それは法は法として先ほど改善報告書にありましたように、取締役並びに従業員一同もうその会社全体が企業コンプライアンスというか、平野議員の質問にありますけども、法令遵守、倫理の徹底、マナーの向上と、そういうところを含めて改善報告書は作成に向けて、今作成している途中でございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) あんまり突っ込んでも何でしょうけれども、あとは利益、ことしもかなり余剰金として利益を計上しておりましたけれども、私はあそこはやはり町が建てて、今ついきプロヴァンスの方に貸しているというふうに思っておりますし、そこでですね、やはりこの町は、いつもいつも町長が言うように厳しい厳しいと、苦しいとお金がないと言っていて、ついきプロヴァンスの方は金がこんだけ余っているのにというふうな、先ほどの優良企業というふ

うな表現もございましたが、じゃあ何でそこからですね、幾らかでも戻してもらえないのかと。 建てた金の一部分としてでもいいですし、また第一次産業振興基金でもいいですし、そういうふ うな体制を持ちましてですね、この町の中にプロヴァンスの方から入れてもらうというふうなこ とはできないもんなんですかね。町長かな。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それはよその道の駅とかそういうところでは大分それぞれの市町村に寄附をしておるようでございますし、本来ならいわゆる利益金の処分金案というのが、これ株主総会に大体出ますよね、どこも。そのときに出せば、当然ありがとうございますということで当然賛成はしましてですね、こちらからくれという形には、これはやっぱりプロヴァンスは一つの法人でございますしですね、そこのいわゆる法人の決定に基づいて株主総会に提案されるという形に、まあこのルールに基づいて頂けるのならありがたく町はもらいたいと思いますし、それとか一次産業の振興、それから非常に今商工会の合併等がございますが、プロヴァンスも商工会に非常にお世話になっておるという状況もあるし、商工会にも貢献するとか、そんな話であれば、それはそれでいいと思うんですけれども、こちらから幾らくれとかそういう強制はできませんし、あくまでもプロヴァンスの自主性に基づいた形で処分金案を、まあ株主に配当するでもよかろうし、実際に寄附すれば、それが所得控除になるという形になりますし、そこのところは法人の取締役のいわゆる提案権に私はゆだねたいと思ってます。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) 減税とかね、そういうふうなんじゃない、節税対策としても私はそのぐらいのことはしてもいいんじゃないだろうかと。当該町からやはり借り受けてやっている以上は、利益が上がればそのまま持っておいて税金として納めるんじゃなくて、やはり当該町にある程度の役に立ててくださいとかいうふうな状況の中で持っていけば、今度当該町はそれに関するものしか使わないというふうな基金の積み立て等を考えてほしいと、私はそう思います。

そして、やはり町長としては取締役ではありませんので、その会議の中に入ってはいけないと は思うんですが、副町長は一応入っておりますので、そういう提案なりをしてみるようなつもり はございませんか。

議長(成吉 暲奎君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 一般的には株主に配当、従業員に配当、あとは生産者に還元といいますか、あと備品等、購入できるかどうかわかりませんけど、大きくはそういう分類だと思います。 そこら辺については取締役会で十分検討したいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 西口議員。

議員(8番 西口 周治君) なるべくですね、もうこういうふうな新聞等で騒がれた後には健全経営というのが非常に望まれていると思います。そして他市町にあります、やはり道の駅関係も、やはり注目しております。電話もかかってきます。そして、そんなことはありませんよというふうな話をするんですけれども、いかんせん自分ところのお尻に火がついたような状態で言われてますので、お前のところしゃんとせんと困るじゃないかとか、私が関与しているわけじゃないんですけど非常に叱られたりもしますので、これからですね、本当心機一転、やはり築城メタセの杜はいいものを、いい食材を売ってますよと。で、この辺の情報の発信基地として頑張ってますよということをですね、それこそオールシャッフルしてでもいいと思います。店長もいなくなりましたし、私、社長が店長でも構わんのやないかなと思うような気もします。そして全責任をその方たちが背負わないとほかの今の米の偽装問題でも叩かれてますけれど、三笠フーズの社長なんかいつも謝ってるだけで自分はやめようともしませんけれど、従業員はみんなやめましたけどね。ああいうふうな状態じゃなくて、やはり身を決して取締役の皆さんたちももうこんだけになればみんなでやめて新しく行こうとか、そういうふうな身そぎですか をやってですね、次なる発展の方に期待いたします。

そして愛椎の館につきましても、これからももっともっと私も利用させていただいて、やはり若い人たちがやってるんですから、支援の方に入りたいと思います。いろいろと言いましたけれども、町長、これからもよろしく、間違ったことのしないようによろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長(成吉 暲奎君) はい、御苦労さまでございました。

時間は早いんですが、これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす 12日に行います。

議長(成吉 暲奎君) 本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

午後2時40分散会